

第5期幸区地域福祉計画（案）

幸区

目 次

序章 川崎市地域福祉計画について	1
1 計画の趣旨・期間.....	3
(1) 計画の趣旨.....	3
(2) 計画の期間.....	3
2 計画の位置付けと関連計画との関係性	4
(1) 地域包括ケアシステム推進ビジョンと地域福祉計画の関係性	4
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	8
3 これまでの計画の進捗状況と課題	9
4 地域共生社会の実現に向けた動向	11
5 2025年を見据えためざすべき姿	13
(1) 地域福祉とは.....	13
(2) 地域福祉の対象者と担い手	14
(3) 2025年に向けて想定される課題とめざすべき姿	15
6 第5期計画期間における施策の方向性	17
(1) 地域福祉計画推進における圏域の考え方	17
(2) 計画の基本理念・目標	18
(3) 第5期川崎市地域福祉計画の施策体系図	20
7 第5期計画の実施状況の点検・見直し	22
第1章 幸区地域福祉計画について	23
幸区地域福祉計画に寄せて	24
1 幸区地域福祉計画とは	25
(1) 地域と共に進める「幸区地域福祉計画」	25
(2) 地域包括ケアシステムとのかかわり	26
(3) 幸区社会福祉協議会との連携	27
2 計画策定の流れ	28
みんなでつなごう幸の未来	30
第2章 幸区の状況について	31
1 幸区の地域の特色	33
2 統計データ・調査結果でみる幸区の状況	34
(1) 統計データから見た幸区の状況	34
(2) 地域福祉実態調査、区民アンケート調査から見た幸区の状況	44

3 第4期計画についての振り返り（主な意見）	48
4 統計データ・調査結果・振り返りから見えた推進の視点.....	54

第3章 計画の内容.....	55
1 幸区が目指す地域福祉	57
(1) 計画の理念・目標	57
(2) 計画の体系.....	58
(3) 具体的な取組内容	60
基本方針 1 誰もが参加できる健康・生きがいづくり	60
基本方針 2 地域活動の推進と参加促進.....	62
基本方針 3 地域の見守り、支え合いの推進.....	64
基本方針 4 地域交流の場づくり	66
基本方針 5 地域人材の育成.....	68
基本方針 6 ニーズに応じた相談・支援体制の充実.....	70
基本方針 7 情報提供の充実.....	72
基本方針 8 医療と保健福祉の連携	74
基本方針 9 区民、関係機関・団体等と行政の連携・協働.....	76
基本方針 10 地域包括ケアシステム構築に向けた地域マネジメントの実現	78
(4) 計画の進行管理	79
2 第4期地域福祉活動計画(幸区社会福祉協議会)との連携.....	80

川崎市地域福祉計画について

序 章

1 計画の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき、以下の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本市では、平成16（2004）年度から策定しており、今回が第5期となります。今回の第5期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定します。

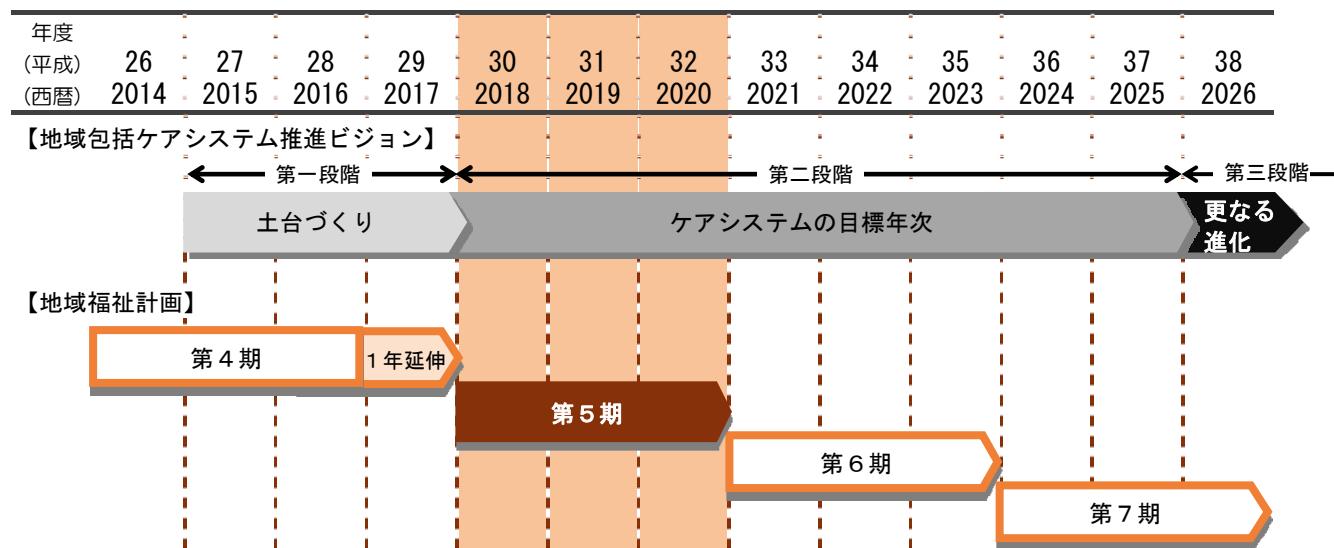
【計画策定における市民参加と合意形成】

計画策定にあたっては、市計画については、川崎市社会福祉審議会条例に定める川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会、区計画については、各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります）において、検討を進めます。

さらに、市民の御意見を広く反映していくため、各区説明会の開催、パブリックコメントなどを実施します。

(2) 計画の期間

第5期地域福祉計画の計画期間は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間です。



なお、第4期計画については、平成26（2014）年度から平成28（2016）年度までの3年間の計画でしたが、本市においては、平成27（2015）年3月に、地域包括ケアシステム構築に向けた関連行政計画の上位概念として、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、その推進を図るため、1年間計画期間を延伸し、平成29（2017）年度までの計画として期間を変更しました。

2 計画の位置付けと関連計画との関係性

（1）地域包括ケアシステム推進ビジョンと地域福祉計画の関係性

高齢化率が21%を大きく上回る今後のわが国の超高齢社会においては、全国的に平成37（2025）年までに、75歳以上の後期高齢者が急増することが見込まれ、本市においても、同様の傾向であるとともに、平成57（2045）年以降も、都市化する過程で移住してきた人々が高齢化していくことなどにより、さらに後期高齢者の増加が見込まれています。今後、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加や、それにより、疾病による入院リスクの高まりによる入院需要の増大が想定されます。

一方で、約6割の人が最期まで自宅で暮らし続けたいと願っているのに対し、実際に、自宅で亡くなる人は、全国と比較して若干高い水準ですが、約2割弱という状況です。

市民の希望に寄り添い、社会保障制度の持続可能性を高めるためには、高齢者等が自宅をはじめとした在宅で暮らし続けられるように、医療を在宅に届けられる仕組みづくりが重要と考えられます。

しかしながら、医療だけでは在宅で暮らし続けることはできず、「住まい」「生活支援」「医療」「介護」「予防」の5つの要素が包括的に、切れ目なく提供できるような環境整備が必要と考えられています。

国においては、こうした状況の中で、平成23（2011）年度の介護保険法改正により「地域包括ケアシステム」という考え方方が打ち出され、中学校区程度を念頭に、概ね30分以内に駆けつけられる日常生活圏域において、生活に必要な様々な要素が利用者のニーズに応じて適切に組み合わされ、入院、退院、在宅復帰を通じて、切れ目なく一体的にサービス提供がなされる「地域包括ケアシステム」の必要性が高まっています。

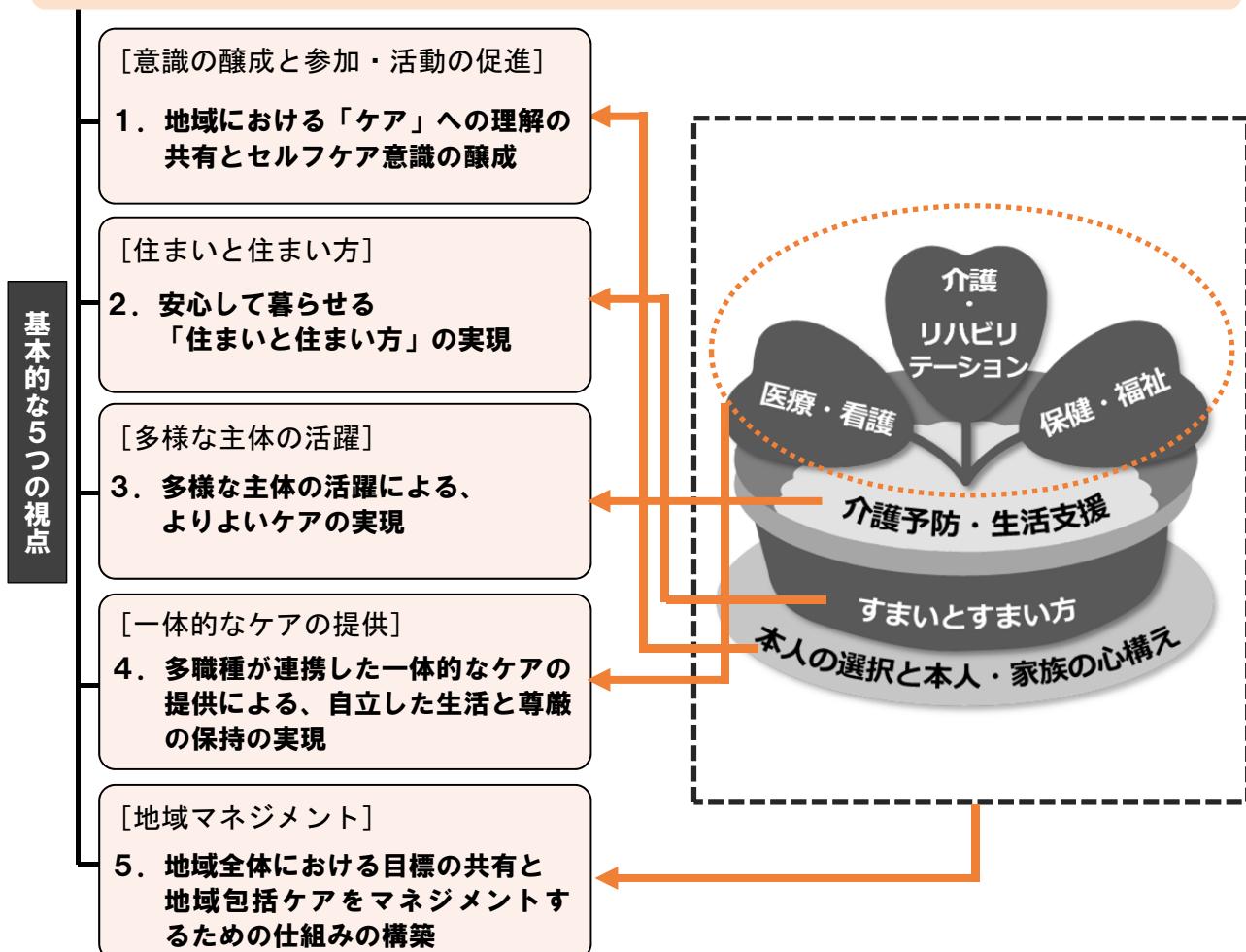
本市においては、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、高齢者に限らず、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、平成27（2015）年3月に関連個別計画の上位概念として、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～

基本理念

川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムによる
誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現

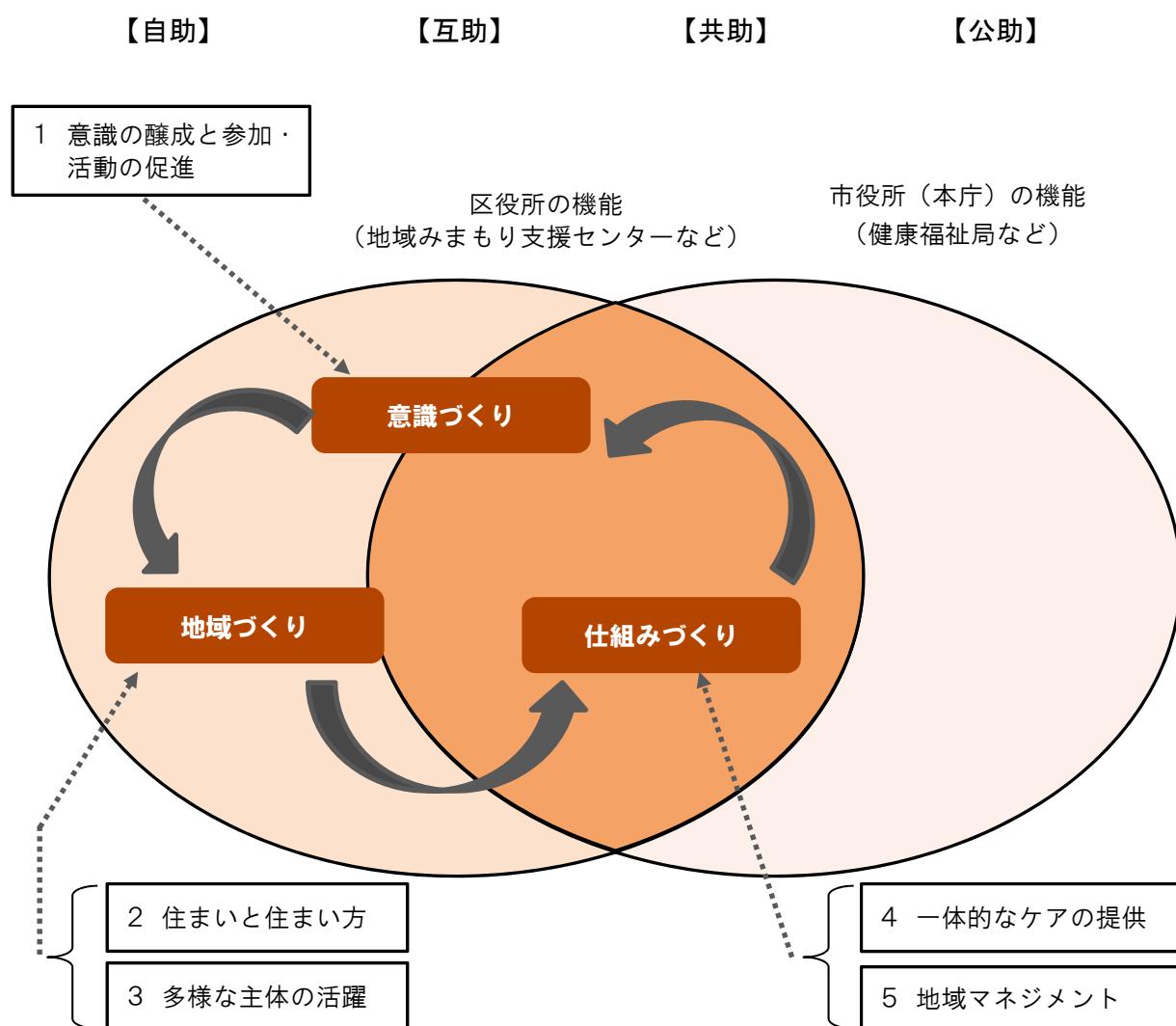


出典：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年をもとに作成

さらに、本市においては、行政機関として、住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全市的な調整を図り調和のとれた施策を展開していることから、地域福祉の推進を含めた地域包括ケアシステムの構築に向けて、それぞれの適切な役割分担により、一体的に取組を推進します。

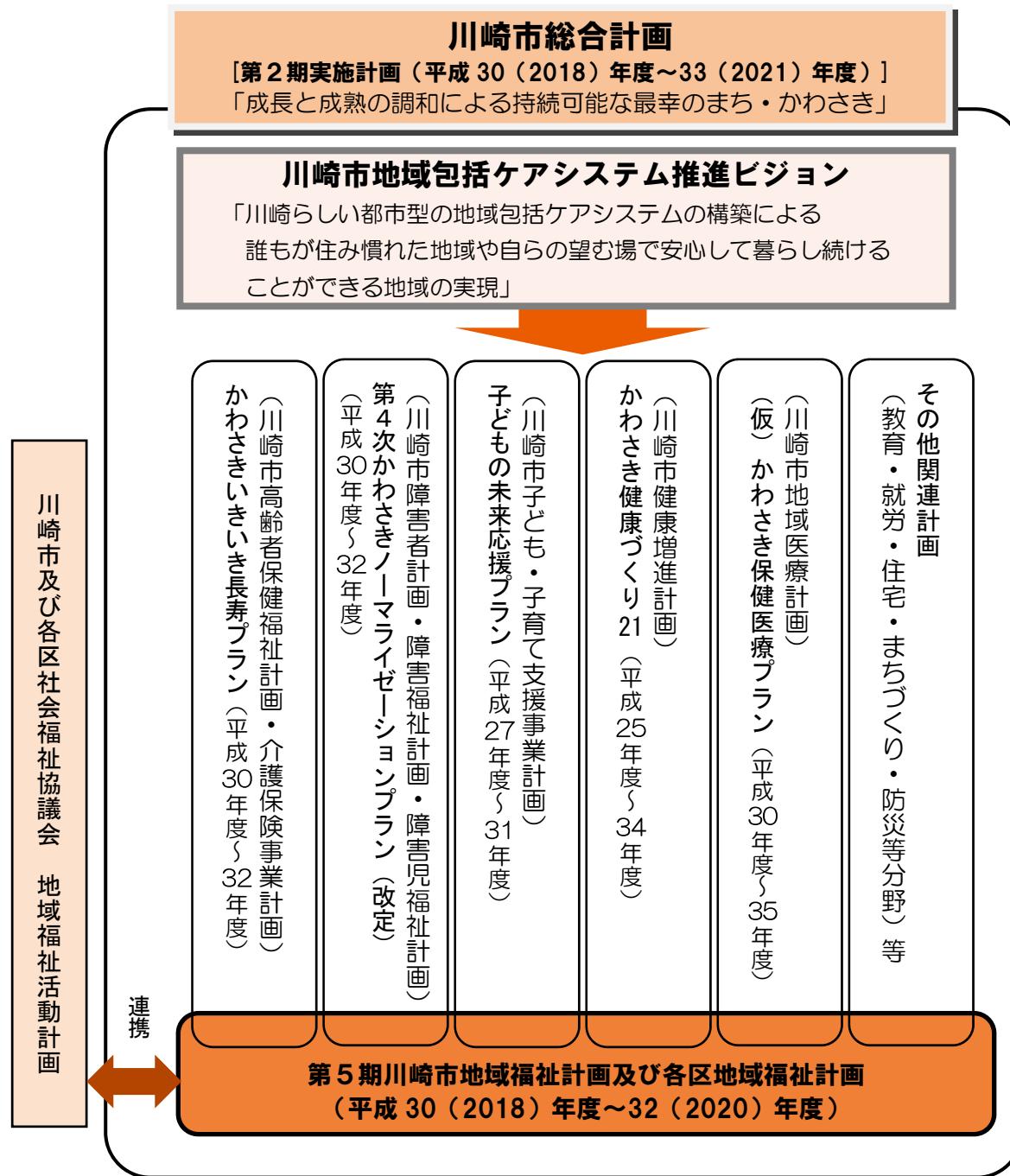
その際に、基本的な視点として、①地域福祉に関する市民啓発を図るための「意識づくり」、②地域における人材養成や居場所づくりをはじめとした取組を推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



こうした本市における地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、地域包括ケアシステム推進ビジョンを上位概念として、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「子どもの未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら、地域福祉計画を策定し、本市における地域福祉の向上をめざします。

【第5期川崎市地域福祉計画の位置付け】



(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する地域福祉計画と共に、地域福祉の推進を図ることを目的とする市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画があります。

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」です。

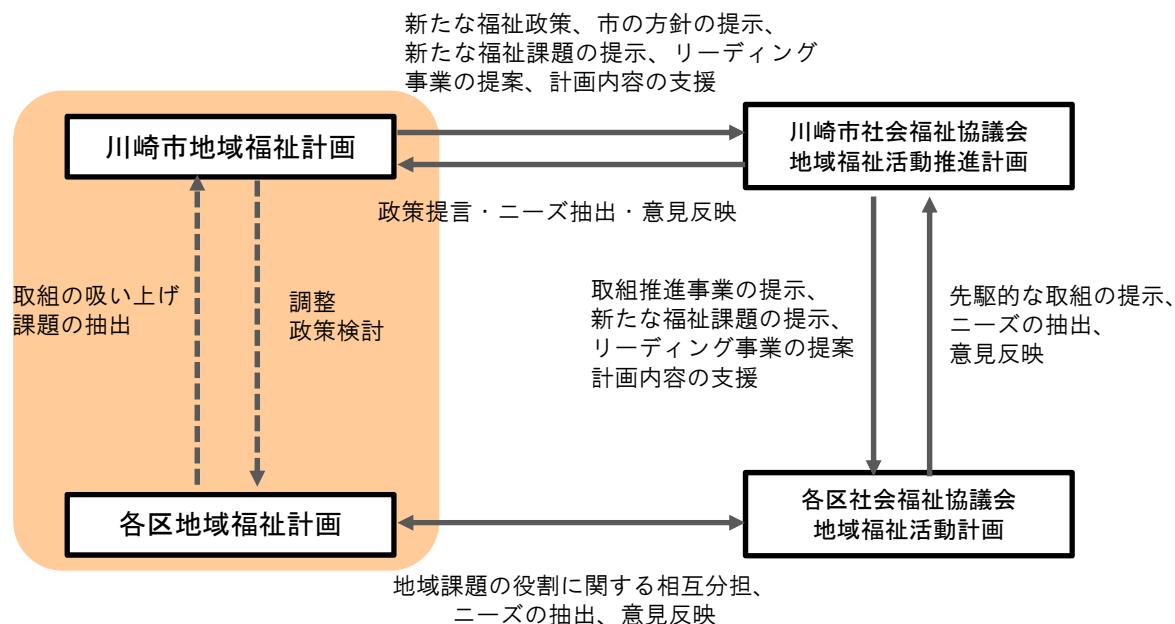
本市では、各区が「地域福祉計画」を策定し、同様に区社会福祉協議会も「地域福祉活動計画」を策定していることから、両計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、普及・宣伝等の役割が求められています。

今般の計画策定にあたっては、「川崎市地域福祉計画」「各区地域福祉計画」及び「川崎市地域福祉活動推進計画」がそれぞれ計画改定年であることから、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の趣旨を踏まえ、相互に連携を図りながら、計画策定を推進していきます。

なお、「各区地域福祉活動計画」については、各区社会福祉協議会により、次期計画に向けて計画期間を調整していくとともに、事業展開においては、相互の連携の充実を図っていきます。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画との関連性】



※市社会福祉協議会計画における人材育成、研修開催、災害への対応等、地域に対し全市的に取り組む事業については、各区地域福祉計画とも連携。

3 これまでの計画の進捗状況と課題

第1期計画での取組（平成16（2004）～平成20（2008）年度 ※3年程度を目安に点検・見直し）

すべての人が地域の中で健やかに安心して生活が送れるように、その人らしい自立を支援することにより、その人の自己実現を図っていく。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくり」

【基本目標】

- (1) いつまでも、誰でもが生き生きと自立した生活を送ることができる
- (2) 共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる
- (3) 誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる



第2期計画への課題

- (1) 地域における人と人とのつながりの再構築
- (2) 社会福祉の変化への対応
- (3) 地域の実情に合った取組の推進

第2期計画での取組（平成20（2008）～平成22（2010）年度）

住み慣れた地域の中で、安全・安心で自立した生活が送れ、人と人との支え合いや助け合いなどの共助を育み、すべての人が生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりを市民と共にめざす。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- (1) サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- (2) 保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制整備
- (3) 地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備



第3期計画への課題

- (1) 社会の変化に対応した福祉サービスの提供とともに地域でのつながりの構築
- (2) 一人ひとりの自立を基本とした社会福祉の仕組みの変化への対応
- (3) 市民の活動の活発化と連携した仕組みづくり

第3期計画での取組（平成23（2011）～平成25（2013）年度）

住み慣れた地域の中で、安全・安心で自立した生活が送れ、人と人との支え合いや助け合いなどの共助を育み、すべての人が生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりを市民と共にめざす。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- (1) サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- (2) 保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- (3) 地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備



第4期計画への課題

- (1) 孤立、虐待、ひきこもりなどの社会問題に対する対応
- (2) 地域の困りごとを地域で解決するための仕組みづくり
- (3) 防災・防犯による安心・安全に暮らせる地域づくり

第4期計画での取組（平成26（2014）～平成29（2017）年度）

誰もが生き生きと自立した生活を実現し、人と人との支え合いや助け合いを育み、効果的なサービス提供と住民・団体・企業などの多様な主体が連携した、「自立と共生の地域づくり」を進める。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- (1) サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- (2) 保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- (3) 地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備



第5期計画への課題

- (1) 孤立、虐待、ひきこもりなどの社会問題に対する対応
- (2) 地域の困りごとを地域で解決するための仕組みづくり
- (3) 防災・防犯による安心・安全に暮らせる地域づくり

4 地域共生社会の実現に向けた動向

わが国においては、これまで公的な福祉サービスが、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して、専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展を図ってきました。

しかしながら、各種制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、既存の施策展開だけでは対応が難しい面が表出しています。言い換れば、制度が対象としない生活課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って新たな対応が求められています。

こうした中で、平成 28（2016）年6月に、誰もが生きがいを感じられる全員参加型の社会を創ることをめざして、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中で、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が掲げられています。

厚生労働省では、平成 28（2016）年7月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくっていくことをめざしています。

具体的には、地域づくりの取組の支援とともに、個々の課題を持った住民に対して、福祉サービスへつなぐことも含めて、個人を「丸ごと」支援できる総合相談支援体制が必要となっています。

本市においては、これに先駆けて、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、平成 28（2016）年4月に、各区役所保健福祉センター内に、地域みまもり支援センターを設置しました。地域みまもり支援センターにおいては、保健福祉センター内の各部署と連携し、高齢者、障害者、子ども、子育て中の親、現時点でケアの必要がない人など、すべての住民を対象として、「個別支援の強化」と「地域力の向上」を図り、行政内部の専門職種のアウトリーチ機能を充実し、連携を強化するとともに、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、こども家庭センター、地域子育て支援センターなどの専門相談支援機関等をはじめとした地域における多様な主体との円滑な連携の推進をめざしています。

さらに、本市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、市内の保健・医療・福祉分野だけでなく、産業、教育分野などの多様な関係機関による顔の見える関係づくりを主体的に進めるための協議の場として、「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」を設置し、主体的な連携の仕組みづくりを進めています。

【「地域共生社会」の実現に向けて】

「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な対応
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- ・住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- ・複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- ・地域福祉計画の充実

地域を基盤とする包括的支援の強化

- ・地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ・共生型サービスの創設
- ・市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援体制のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- ・多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- ・社会保障の枠を超えて、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- ・対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- ・福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

出典：厚生労働省資料をもとに作成

5 2025年を見据えためざすべき姿

(1) 地域福祉とは

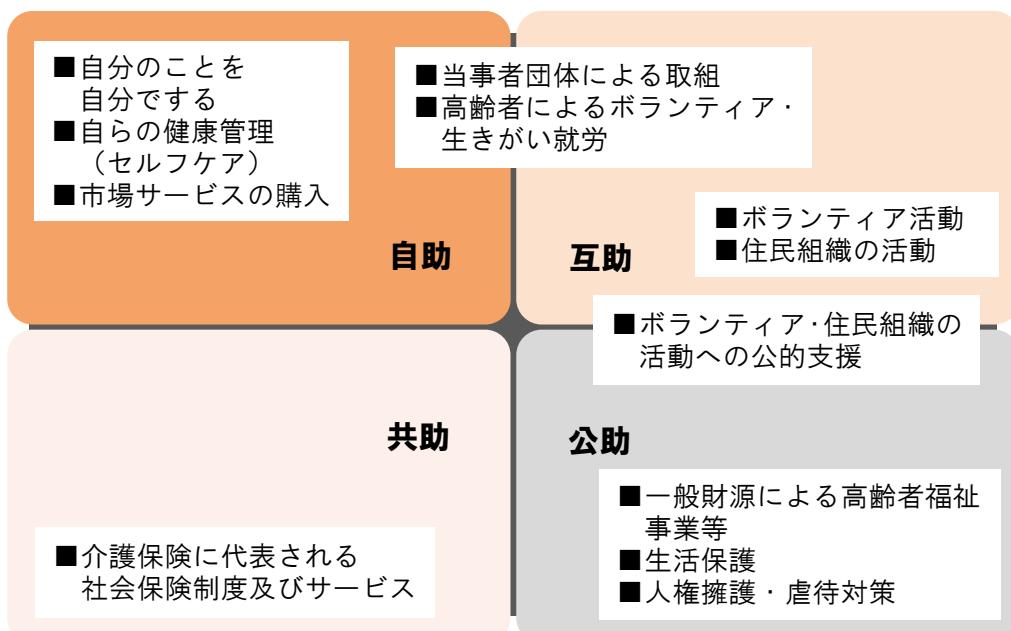
社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他人の支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て、解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」と考えられます。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

【「自助・互助・共助・公助」の関係性】



出典：地域包括ケア研究会報告書をもとに作成

(2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などにかかわりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(参考) 「川崎市自治基本条例」の要旨

自治の基本理念—市民自治

自治の基本理念として、市民と市が、ともに確立をめざす「市民自治」について規定しています。

「市民自治」とは、市民自らが地域社会の課題を解決していくことを基本に、その総意によって確立した自治体（川崎市）に自らの代表を送り、市政に参加し、市の仕事を監視することなどにより、市民の意思を自治体運営に反映させる「住民自治」と、国等との対等で相互協力の関係に基づいた自律的な運営によって保障される「団体自治」とによって確立されるものとしています。

さらに、川崎市自治基本条例では、①市政に関する情報を共有する「情報共有の原則」、②市民の参加の下で市政が行われる「参加の原則」、③暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行う「協働の原則」の3つの基本原則を掲げています。

(3) 2025 年に向けて想定される課題とめざすべき姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は 29 万 4 千人（平成 28 年 10 月 1 日現在）ですが、2025 年には 34 万人まで増加することが見込まれます。特に、75 歳以上の後期高齢者については、13 万 9 千人から、2025 年には約 20 万人まで増加することが見込まれます。

さらに、人口動態と関連して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、認知症高齢者の急増など、地域社会が変容していくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、2025 年を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けて、各関連の行政計画において具体的な取組を進めていくことをめざしています。そのため、2025 年に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざすべき姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安心・安全」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源」のテーマごとに、課題とめざすべき姿を整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内に取り組んでいき、大枠として、2025 年の目標に向けて取組を推進していくこととします。

【2025（平成 37）年に向けて想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と 2025（平成 37）年に向けて想定される課題	2025（平成 37）年に向けてめざす姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて、市内においても地域差が出てきており、担い手の確保など、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。 ○単身世代・夫婦のみ世帯・ひとり親世代・孤立している子育て世代・介護世帯等の増加により、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの地域で、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という意識が薄まり、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的機関は、基本的な役割を担いながら、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結びつかない人を地域の中で気にかけ、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声をあげられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲に相談できる環境づくりにつながっている。 ○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要援護者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安全・安心が広がっている。

	現状の課題と 2025（平成 37）年に向けて想定される課題	2025（平成 37）年に向けてめざす姿
健康・予防	○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増していく。	○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	○少子高齢化、世帯人員の減少などにより、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。	○権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進されて、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現をできる環境が広がっている。
次世代育成	○地域のつながりが希薄化している中で、住民が自ら暮らしている地域に関心を持ち、市民参加が進んでいくような取組を広げていくことが必要となっている。 ○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。	○次世代を対象とした地域でのつながりを育んでいくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもたちの地域への愛着が育まれている。
社会参加	○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。	○障害や病気への市民の理解が進み、お互いに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。	○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が協働・連携し、地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

6 第5期計画期間における施策の方向性

(1) 地域福祉計画推進における圏域の考え方

本市における地域福祉計画推進においては、人口150万人を超える中で、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なるため、市域全域で考えることは難しく、これまで計画づくりにおいても市計画及び各区計画を策定してきました。

また、生活の身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましく、今般の計画においては「区域」を第1層とし、これまで、身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進めてきた概ね中学校区を基本とする「地域ケア圏域」を第2層と整理しました。さらに、より小規模な地域で考えていくことも重要であり、概念的に「小地域」として第3層と整理しました。

今回の整理においても、第1層よりも小さいエリアについては、同じ階層であっても実際のエリアが異なっているケースもありますが、地域の実情に応じて、圏域ごとの取組がより一層進められていくように検討していく必要があります。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】

	圏域	圏域の考え方
第3層	小地域 町内会・自治会（約650） 小学校区（約110校区）など	（例示） <ul style="list-style-type: none"> 町内会・自治会の班（組）程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う。 地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 PTAを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進していく。など
第2層	地域ケア圏域（中学校区程度） (50圏域程度) 人口平均 30,000人程度 いこいの家（49か所） 地域包括支援センター(49か所) こども文化センター（58か所）	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターやいこいの家など、身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 地区社協や地区民児協を組織し、活動を推進している。
第1層	区域（7区） 人口 16万人～25万人程度	<ul style="list-style-type: none"> 効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	市域 人口 約150万人	<ul style="list-style-type: none"> 市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

(2) 計画の基本理念・目標

第5期計画では、第4期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査のニーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～」を基本理念としました。さらに、①「住民が主役の地域づくり」、②「住民本位の福祉サービスの提供」、③「支援を必要とする人が的確に支援につながる仕組みづくり」、④「連携のとれた施策・活動の推進」の4つの基本目標を掲げ、地域福祉の向上を推進します。

また、施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、①日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、②ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、③高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、本市の地域包括ケアシステム推進ビジョンに掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

基本目標

- ①住民が主役の地域づくり
- ②住民本位の福祉サービスの提供
- ③支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- ④連携のとれた施策・活動の推進

① 住民が主役の地域づくり

地域で暮らす人々が相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人のつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みづくりが重要となっています。そのため、健康・いきがいづくりや、地域福祉の担い手づくり、活動・交流の場づくりを進め、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりをめざします。

② 住民本位の福祉サービスの提供

何らかのケアが必要となった際に、保健・福祉サービスやその他の在宅生活を支えるサービスを効果的に組み合わせて利用することが必要と考えられます。そのため、高齢・障害・児童・母子等に対する保健福祉サービスを着実に提供することをめざします。さらに、広く福祉に関する情報提供や、相談支援のネットワークの包括化、サービスの質の向上・人材確保に向けた研修の実施、権利擁護に関する取組などを着実に推進します。

③ 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

今日、災害時の避難支援、一人暮らし高齢者等の見守り、虐待への適切な対応、生活困窮者の自立支援など、これまでの広く地域福祉を推進していく取組とともに、特化したテーマへの対応の重要性が増しており、こうした今日的な課題に特化した形での取組をこれまでの地域力を活かしながら推進します。

④ 連携のとれた施策・活動の推進

地域福祉の推進に向けては、まずは専門多職種による連携が必要です。そのため、保健・福祉・医療をはじめとした、様々な分野・職種間における連携を図り、「顔の見える関係づくり」を進めます。さらに、地域住民も加えたネットワークづくりを進めることを促し、こうした取組を通じて、様々な場面での連携を進めます。また、施策の推進の中でも、他分野との連携のとれた施策展開を図ります。

7 第5期計画の実施状況の点検・見直し

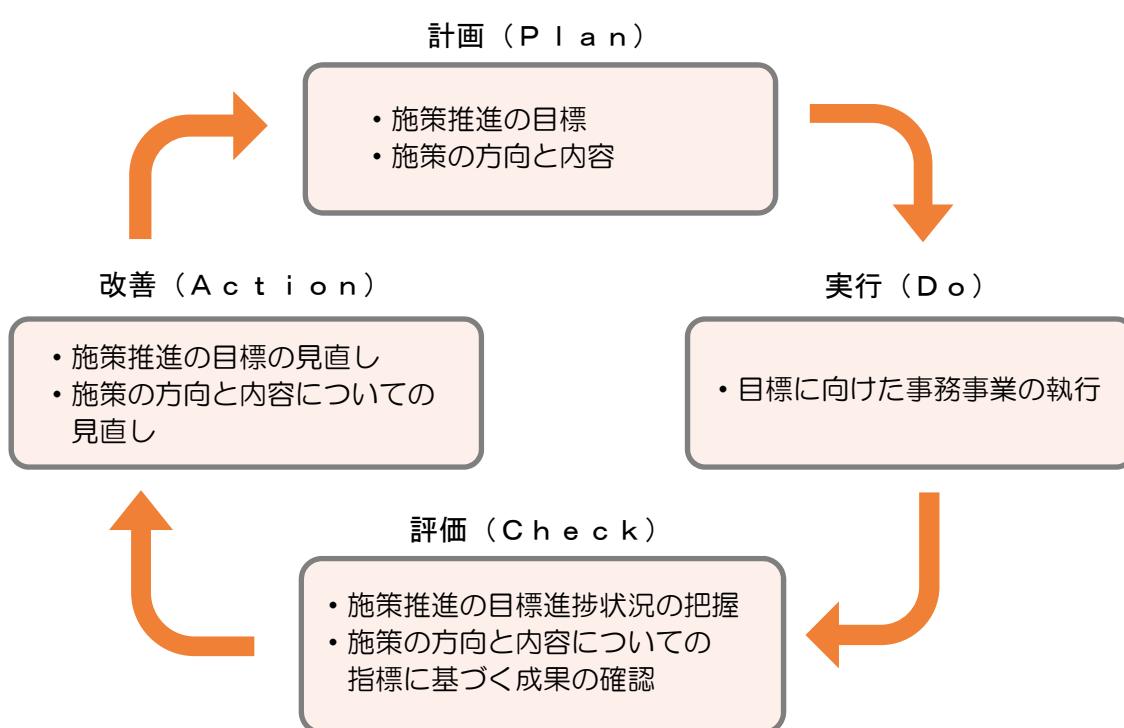
本市においては、学識経験者や、地縁組織・福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、川崎市地域福祉計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

あわせて、各区地域福祉計画について、川崎市地域福祉計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に計画を策定しており、主な取組を中心に各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第5期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、同地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続してしていくことにより、次期計画（平成33（2021）～平成35（2023）年度）の策定につなげます。

【PDCAサイクル】



第5期川崎市地域福祉計画の施策体系図

△3 体系図挿入（表）

A3体系図挿入（裏）

幸区地域福祉計画について

第1章

～幸区地域福祉計画に寄せて～

地域福祉計画は区民によって作られた、区民のためのものです。

計画に掲げられた取組が皆さんにわかりやすく、また一緒に進めていける内容になるよう、推進会議で意見交換をしながら検討を重ね、策定を進めてまいりました。

今回、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を、初めて地域福祉計画に位置付けることになり、今まで計画には掲げていなかった取組や新たな取組を洗い出し、計画への盛り込みをいたしました。

取組の中には、幸区が先例として進めているものもあり、それらを全市に発信しながら、地域の皆さんにも誇りをもって取り組んでいただきたいと思いますし、また、地域包括ケアシステムの構築が、地域の皆さんにとって具体的に功を奏するようなシステムとなるように、支援していかなければと考えています。

「計画は、作ってしまえば終わり」というものではなく、いかにそれを現実のものとして進めていくかということが大切でしょう。だからこそ、この計画を多くの人に知っていただき、共に考え、実践していくことができるよう進めてまいりたいと思います。

幸区地域福祉計画推進会議座長
聖徳大学准教授 豊田宗裕委員

1 幸区地域福祉計画とは

(1) 地域と共に進める「幸区地域福祉計画」

「幸区地域福祉計画」は、幸区の良いところを活かしながら、みんなで力を合わせて、安心して暮らしやすいまちにしていくための方向性や、それを実現するための取組をお示しするものです。

近年、私たちを取り巻く社会状況は大きく変化し、少子高齢化や核家族化による家族形態の変化、人々の価値観やライフスタイルの多様化などにより、住民同士のつながりが希薄化してきているといわれています。また、高齢化の急速な進展により、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年には、介護や医療費等の社会保障費がさらに増加し、幸区における65歳以上の高齢者の比率は、全体の約23.3%となり、さらに20年後の平成57年(2045年)には約31.1%になると予想されています。

このような状況から、今後は、日頃からの声かけ、地域の見守り・支え合いなど地域のつながりを取り戻すこと、さらに、誰もが互いに助け合う関係であるという認識を共有しながら地域での自主的な助け合いの活動をすることが重要となってきます。

また、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災をはじめ、各地で発生している大災害では、地域の人同士が助け合い、自分で出来る事から取り組む重要性が再認識されています。こうした経験からも、日頃から「地域で支え合い、助け合えるような、みんなが暮らしやすいまちづくり」を目指していくことが大切になるものと考えられます。

「幸区地域福祉計画」には、地域の助け合い、支え合いの取組を中心に、区民の皆さん、地域団体、関係機関、行政等が連携しながら、それぞれの役割の中で、地域の課題解決に向けた取組を位置付けています。

自分自身が生き生きと過ごしながら、周りの人たちと一緒に力を合わせて「地域のつながり」を築く計画を進めていくことで、住み慣れた場所で安心して暮らし続けることのできる地域を実現していきましょう。

(2) 地域包括ケアシステムとのかかわり

川崎市では、平成27(2015)年3月に、基本的な考え方を示した「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、地域福祉計画や各関連する個別計画の上位概念として位置付けています。

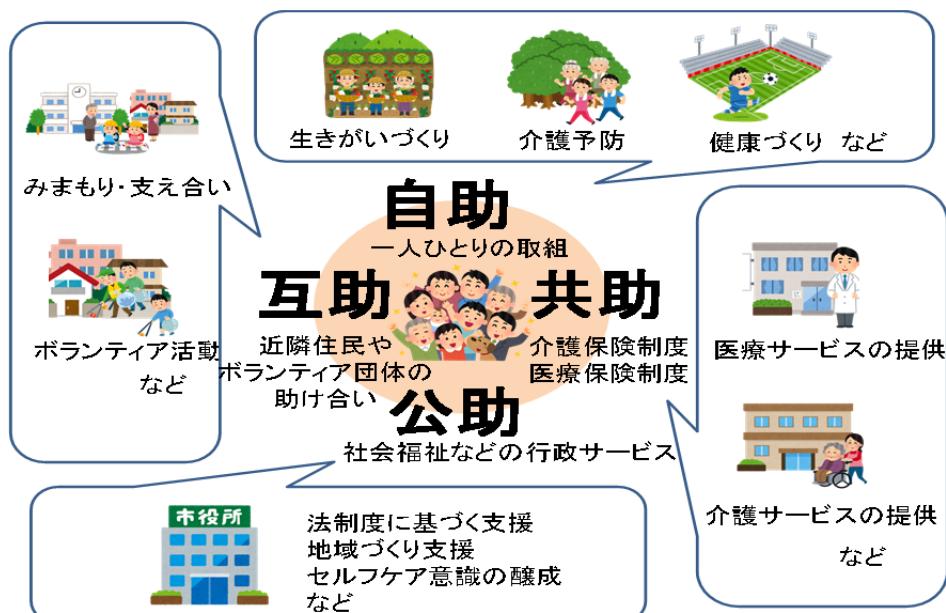
地域包括ケアシステムを推進するためには、4つの概念「自助」「互助」「共助」「公助」を、それぞれの立場で推進することが重要となってきます。

地域包括ケアシステムは、子ども、高齢者、障害者、子育て中の親など全ての地域住民が対象となっています。幼少期から生活習慣を身に付けることから始まり、それぞれのライフステージに合わせた形で、地域との関わりを持ち、周りの人と助け合いながら暮らしていくことは、地域包括ケアシステムの構築に必要な「自助」「互助」の取組を進めていくこととなります。

かなめ

平時における「自助」「互助」の取組は、災害時においても要となる地域の支え合いに必要となります。地域の特性を活かした「自助」「互助」の取組を進めていくことで、地域力が向上し、地域福祉の推進につながっていきます。

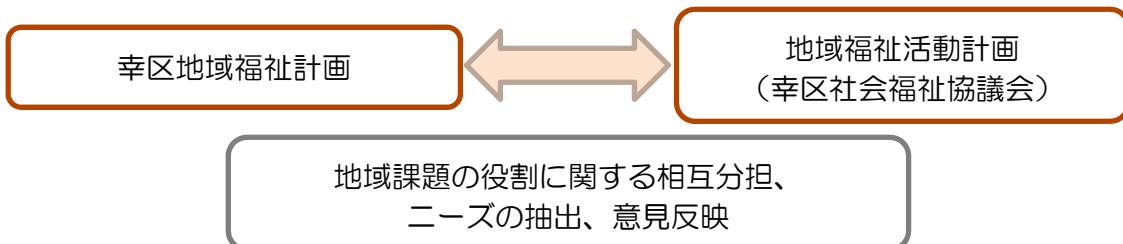
- 自助とは・・自らの生活や健康を維持するセルフケア意識の醸成で、健康づくりや介護予防などの自発的な取組のほかにも、児童期からの適切な食事・歯磨き・運動・睡眠を日常的に習慣とすることも含まれます。
- 互助とは・・希薄化が懸念される地域のつながりを取り戻す取組で、地域での交流、近隣住民やボランティア活動などによる助け合いのことです。
- 共助とは・・介護保険や医療保険のような社会保険を介して提供されるサービスで、行政や専門家が取り組む分野となります。
- 公助とは・・主に税負担により提供される社会福祉のことで、自助・互助・共助では十分な対応ができない場合でも、セーフティネット機能として行政が対応することで、自助・互助の活性化にも繋がるものと考えます。



(3) 幸区社会福祉協議会との連携

幸区社会福祉協議会は、住民参加による福祉のまちづくりの実現に向けて、地域住民により身近な存在として、地域福祉の中心的推進役としての具体的な取組を実践し、行政と連携しながら地域の課題解決に向けた取組を行っています。

今回、「第5期幸区地域福祉計画」の策定をするにあたり、幸区社会福祉協議会が策定する「第4期地域福祉活動計画」と計画期間を合わせ、共通の「理念」及び「目標」を掲げることで、それぞれの役割を明確化し、共に、地域福祉の推進と地域課題の解決に向けた取組を推進していくこととしています。（詳細は、80ページをご覧ください。）



★幸区社会福祉協議会の主な活動

- 住民交流活動拠点「陽だまり」の運営【詳細は、70ページをご覧ください。】
- ボランティアセンター【ボランティアを始めたい方の相談、ボランティアに関する講座の開催】
- 子育て支援 【地区社会福祉協議会で実施する子育てに関する相談会や子育てサロン等】
- 福祉教育 【車いす、点字セット、高齢者疑似体験・妊婦体験セットの貸出、小中学校への講師の紹介・職場体験、実習生の受け入れ】
- 移送サービス 【登録ボランティアによる自宅玄関から目的地入口までの移送サービス】
- 広報 【機関紙「幸区の社会福祉」、「幸区社協通信」の発行、幸区社会福祉大会の開催】
- 生活福祉資金 【低所得者や障害者・高齢者世帯など、他の貸付が困難な世帯への資金の貸付相談】
- 老人福祉センター 【60歳以上の方への講座、サークル活動などの場の提供や相談の実施】
- 福祉パルセイわい 【研修室・ボランティアコーナーの貸出、福祉に関する図書・ビデオ、コピー機・印刷機の貸出】
- いこいの家の運営 【区内に6カ所ある高齢者の活動の場・幅広い世代の地域活動の拠点としてのいこいの家の運営】
- あんしんセンター 【認知症の方や障害のある方等への日常生活自立支援事業の各種サービスの提供】

★地区社会福祉協議会の活動

地区社会福祉協議会とは、地域住民に一番身近な任意の社会福祉協議会として、町内会・自治会、民生委員児童委員、ボランティアグループ、老人クラブその他地域の各団体から選出された構成員により、支え合いの風土づくりを育てていくための組織として活動しています。幸区には、7つの地区社会福祉協議会（南河原、河原町、御幸東、御幸西、日吉第1、日吉第2、日吉第3）があり、各地域に根差した福祉活動を展開しています。

2 計画策定の流れ

第5期計画策定にあたっては、幸区地域福祉計画推進会議の委員による「第4期計画の振り返り」を行うとともに、区民の皆さんのニーズを反映させるため、「川崎市地域福祉実態調査」による個別のアンケート調査と地域団体へのヒアリングを実施しました。また、隔年で実施する「幸区区民アンケート調査」の結果も踏まえ、地域の現状や課題の掘り起こしを行いました。

ここで抽出された地域の課題や区民の皆さんのニーズをまとめ、区内の地域団体の代表や学識経験者等で構成される「幸区地域福祉計画推進会議」で、様々な視点から幸区の地域福祉の推進に向けた理念、方針、重点的な施策などについて意見交換を行いました。

それと並行し、「幸区地域包括ケアシステムプロジェクト会議」において、区における具体的な取組について検討を重ね、「幸区地域包括ケアシステム推進本部会議」において、「幸区地域福祉計画推進会議」での委員の意見も踏まえた計画（案）を作成しました。

計画（案）は、12月1日に公表し、区民の皆さんへの意見募集（パブリックコメント）を実施するとともに、区民説明会を開催し、そこで出された意見を取り入れながら、さらに検討・確認し、第5期計画を策定しました。

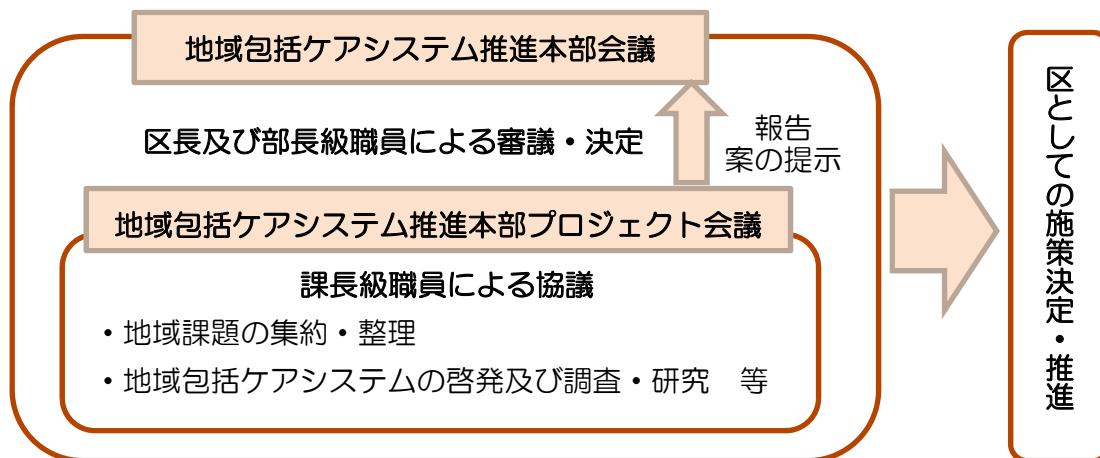
幸区地域福祉計画推進会議

幸区における地域福祉を推進するため、地域で活動する団体の代表者や学識経験者等で構成される会議です。地域福祉計画の策定や進捗状況の点検・見直しに関することについて、意見交換を行っています。

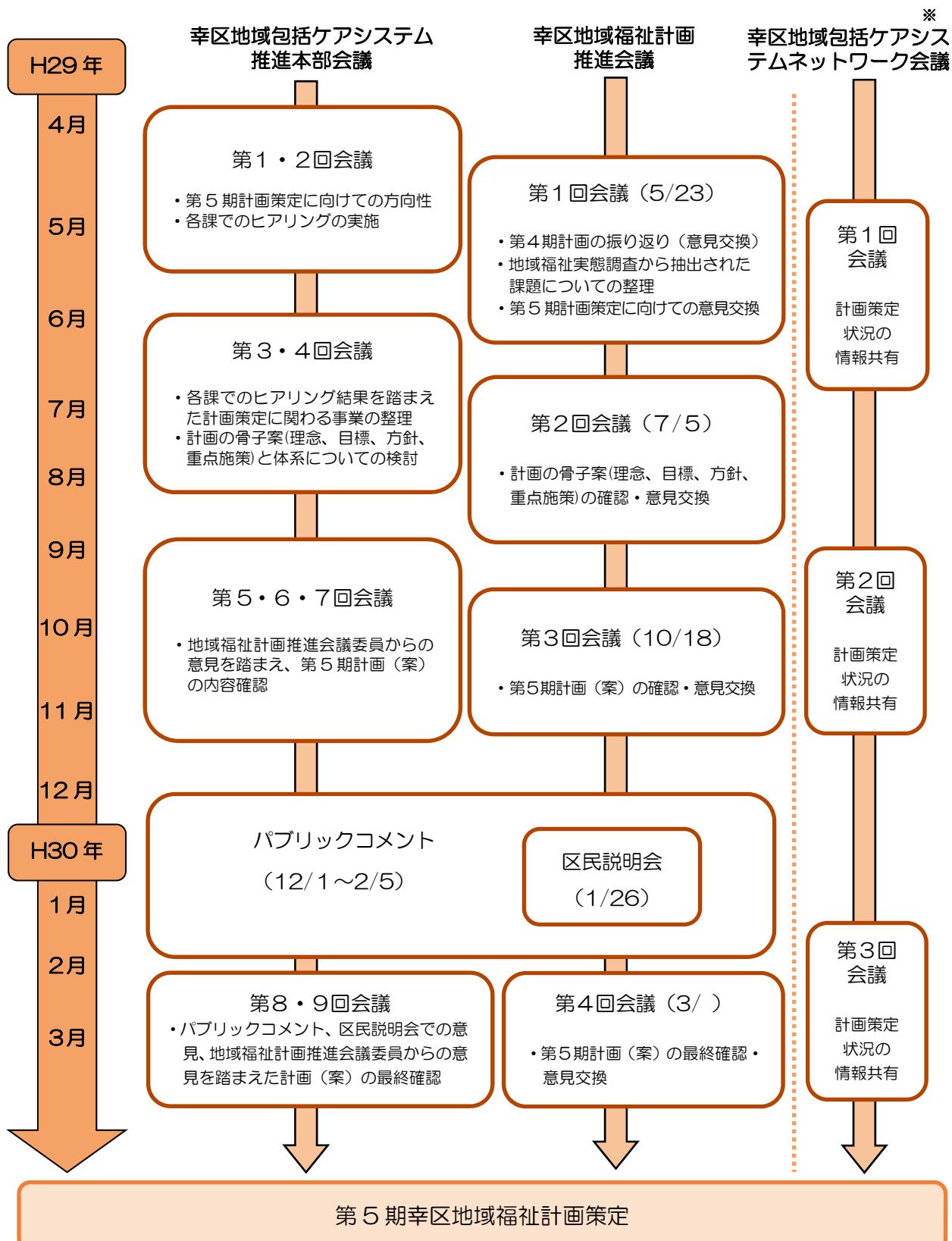
★ 区における地域包括ケアシステム推進体制

平成28（2016）年に各区に地域みまもり支援センターが設置されたことに伴い、区における「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく具体的な取組を実施するため、「幸区地域包括ケアシステム推進本部」を設置しています。

「幸区地域包括ケアシステム推進本部」では、区における地域包括ケアシステムに係る方向性や施策を決定しています。



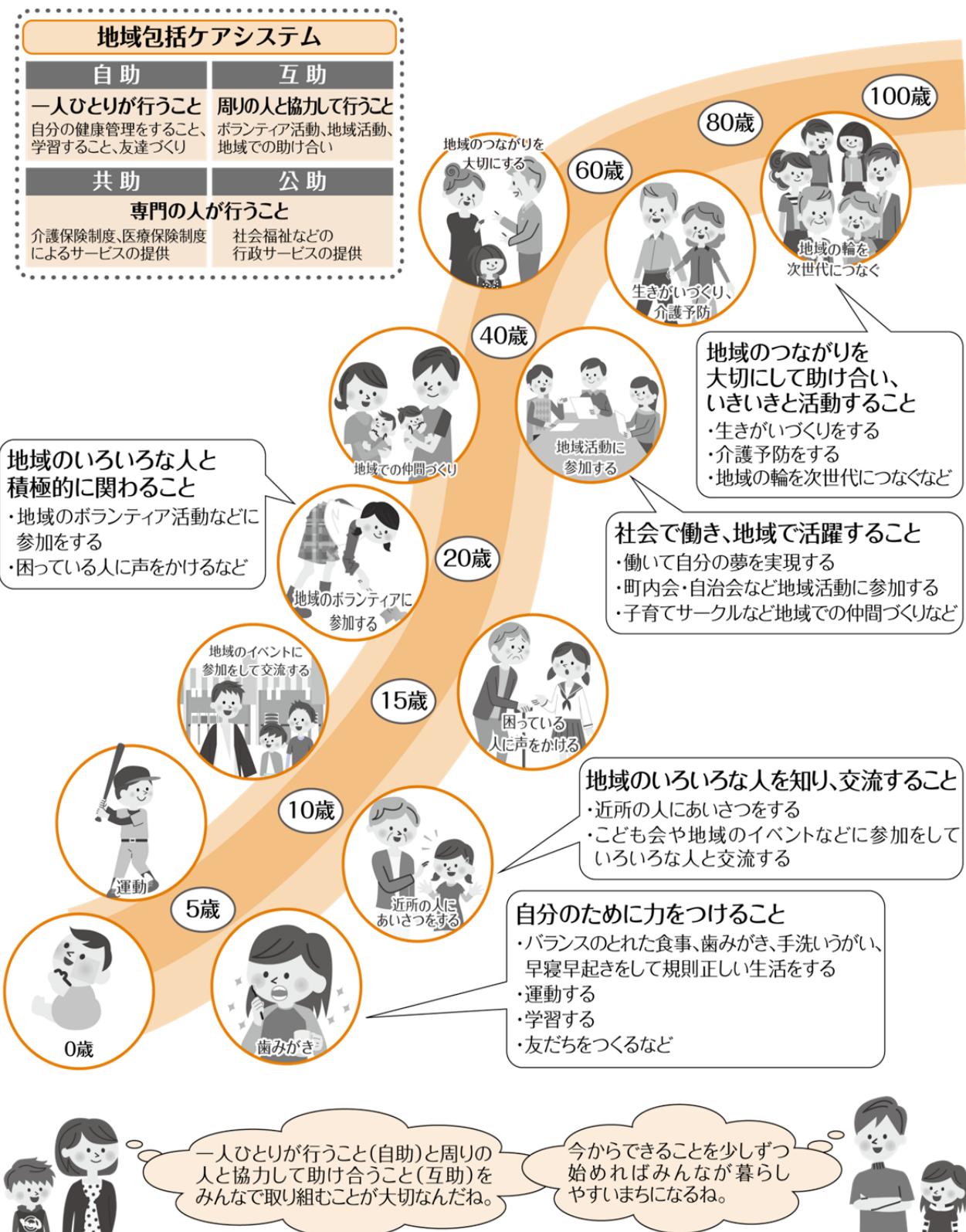
【計画策定の流れ】



※幸区地域包括ケアシステムネットワーク会議
(区民、企業、関係団体等により構成され、地域包括ケアシステムに関する情報共有を行う場)

みんなでつなごう幸の未来

幼少期の頃から一人ひとりが自分のために力をつけることから始め、ライフステージに合わせて地域との関わりを持ちながら、周りの人たちと協力し、助け合っていきましょう



幸区の状況について

第2章

1 幸区の地域の特色

● 自然や文化が調和した、魅力あふれる地域資源がたくさんあります

「幸区」の名称は、明治17（1884）年に明治天皇が観梅のため小向梅林に行幸（御幸）したことによる「御幸村」の村名と「幸多い」という願いから、昭和47（1972）年に川崎市が政令指定都市に移行したときに名付けられました。



区の花 ヤマブキ

市の南東部に位置し、面積は市内で最も小さく、中原区に次いで2番目に入り人口密度の高い区となっています。



加瀬山の自然

多摩川、鶴見川及び矢上川に囲まれた地形で、西部の加瀬山には、市内唯一の動物園である「夢見ヶ崎動物公園」があり、古墳や遺跡などもある里山環境を残しています。

春には、桜や区の花でもあるヤマブキが咲き誇り、遠足や家族連れなどで賑わいます。

JR川崎駅西口には、音楽のまち・かわさきのシンボルである「ミューザ川崎シンフォニーホール」、大規模商業施設「ラゾーナ川崎プラザ」、最先端の技術などを楽しみながら学べる「東芝未来科学館」が立地するほか、北口自由通路西側デッキ等の整備など川崎市の新たな顔としてのまちづくりがさらに進んでいます。

また、JR新川崎駅に隣接する新川崎・創造のもり地区では、大学の研究施設などが立地し、世界最先端の研究開発が展開されています。

● 大規模マンションの建設等により、新たな区民が増えています

近年、JR川崎駅、鹿島田駅、新川崎駅といった鉄道駅周辺を中心に、大規模集合住宅の建設が続いている、子育て世帯を中心に人口が増加しています。

区民の皆さんのが生活に、最も身近な団体として活動する町内会・自治会は、区内に70あり、加入率は全区の中で最も高い水準にあります。各地域では、特色を活かした様々な活動が活発に行われています。



夢見ヶ崎動物公園



ミューザ川崎シンフォニーホール



新川崎・創造のもり (ナノビック)

2 統計データ・調査結果でみる幸区の状況

(1) 統計データから見た幸区の状況

①総人口と年齢別人口の推移【各年3月末時点】

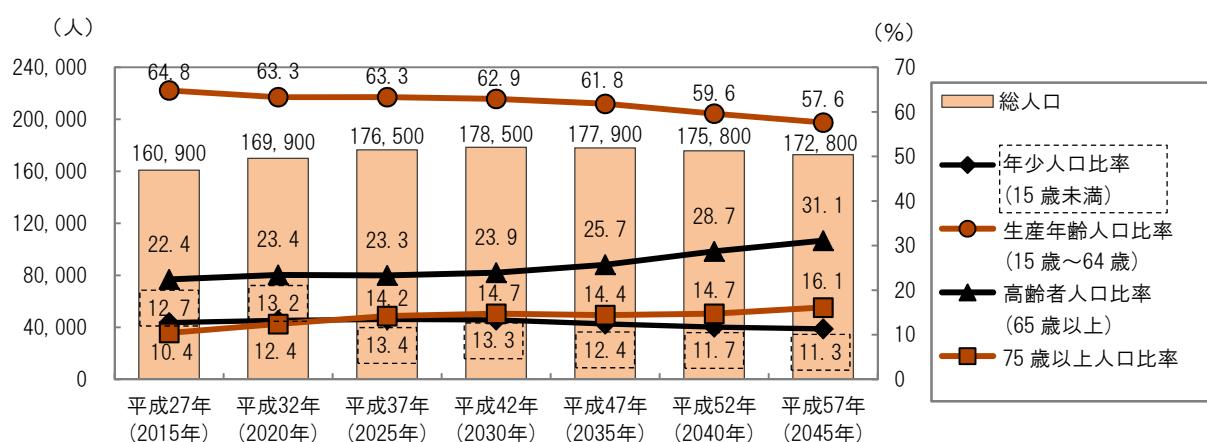
(単位：人)

		幸区						川崎市
		平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成29年 (2017年)
総人口		155,795	157,176	158,413	159,692	162,330	165,011	1,478,187
年少人口 (15歳未満)	総数	20,238	20,731	21,040	21,256	21,748	22,139	193,513
	比率	13.0%	13.2%	13.3%	13.3%	13.4%	13.4%	13.1%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	総数	105,209	104,751	104,534	104,469	105,688	107,306	996,018
	比率	67.5%	66.6%	66.0%	65.4%	65.1%	65.0%	67.4%
高齢者人口 (65歳以上)	総数	30,348	31,694	32,839	33,967	34,894	35,566	288,656
	比率	19.5%	20.2%	20.7%	21.3%	21.5%	21.6%	19.5%
うち 75歳以上 人口	総数	14,150	14,736	15,114	15,622	16,279	16,980	136,541
	比率	9.1%	9.4%	9.5%	9.8%	10.0%	10.3%	9.2%

資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」

※幸区の平均年齢は43.2歳。(平成29(2017)年3月末現在。川崎市全体の平均年齢は42.4歳)

②将来人口推計

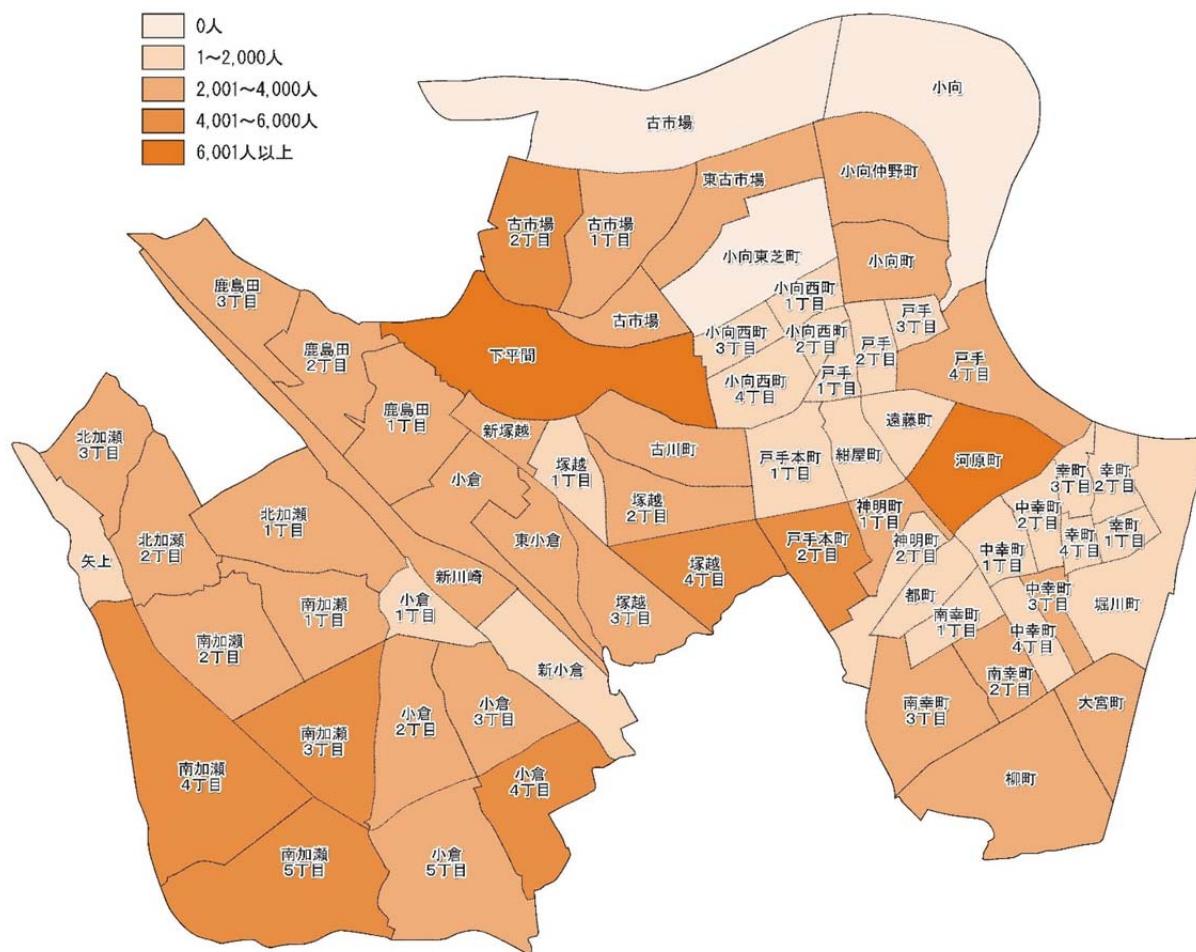


資料：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」(各年10月1日現在)

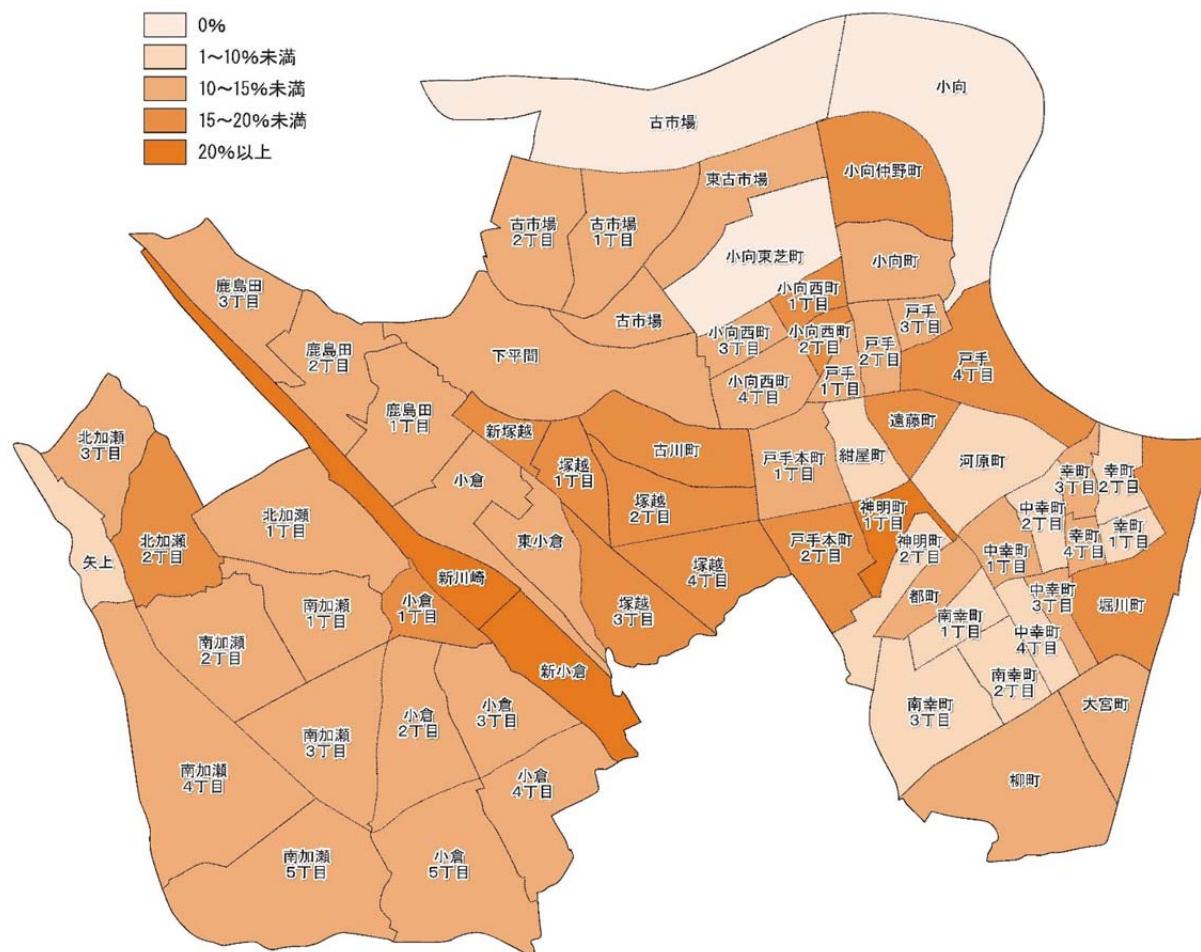
総人口は、平成42(2030)年にピークを迎えますが、生産年齢人口は年々減少し、高齢者人口は増えています。平成37(2025)年には、昭和22~25年生まれの団塊の世代を含む人たちが75歳を迎えるため、75歳以上人口の大幅な増加が見込まれます。

③幸区の総人口、年少人口、高齢者人口区分別の人口割合（町丁別エリア図）

ア 総人口【平成 29（2017）年 3月末時点】



イ 年少人口比率（15歳未満）【平成29（2017）年3月末時点】



全市平均の 13.1%を上回り子育て家庭が増加しています

大規模マンションへの子育て世帯の転入等に伴い、区内の年少人口比率は、全市平均の 13.1%を上回り 13.4%となっています。

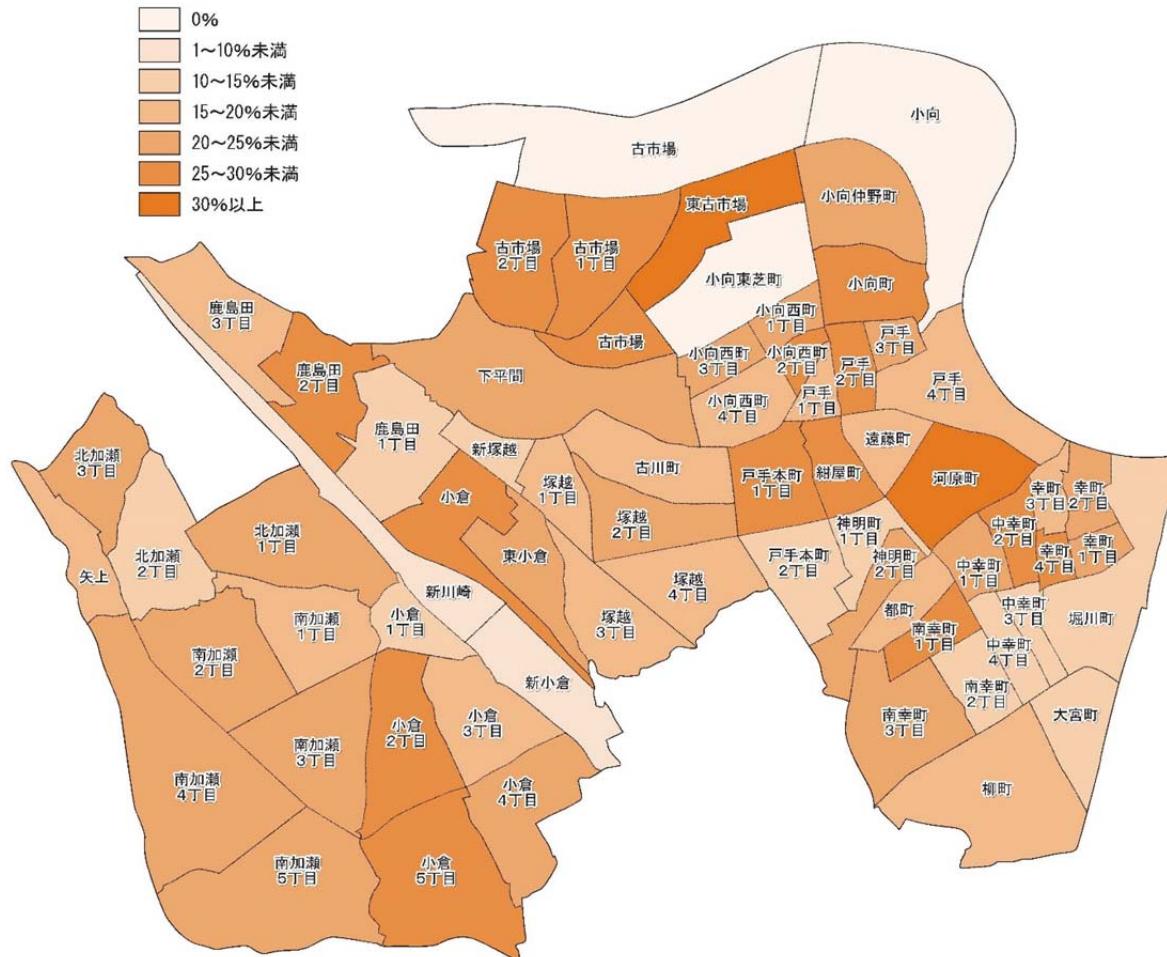
特に、日吉地区の新川崎、新小倉の割合が高く、新川崎は 30%を超えています。

年少人口比率（15歳未満）【上位5町丁】

	町丁名	割合	地区
1	新川崎	30.7%	日吉
2	新小倉	22.1%	日吉
3	神明町1丁目	20.6%	御幸
4	戸手本町2丁目	19.8%	御幸
5	遠藤町	19.7%	御幸
(幸区平均)		13.4%	
(全市平均)		13.1%	

平成29（2017）年3月末時点

ウ 高齢者人口比率（65歳以上）【平成29（2017）年3月末時点】



高齢者人口比率は区全体で21%を超えており、50%を超える地区もあります。

区全体の高齢者人口比率は21.6%と全市平均の19.5%を上回り、超高齢社会の水準である21%を超えてています。

特に、御幸地区の河原町、東古市場、古市場2丁目の割合が高く、河原町は50%、東古市場では30%を超えてています。

高齢者人口比率（65歳以上）【上位5町丁】

	町丁名	割合	地 区
1	河原町	53.5%	御幸
2	東古市場	30.6%	御幸
3	古市場2丁目	29.0%	御幸
4	小倉	28.6%	日吉
5	古市場1丁目	28.2%	御幸
(幸区平均)		21.6%	
(全市平均)		19.5%	

平成29（2017）年3月末時点

工 幸区町丁別人口データ（平成29（2017）年3月末時点）

(あいうえお順、単位：人)

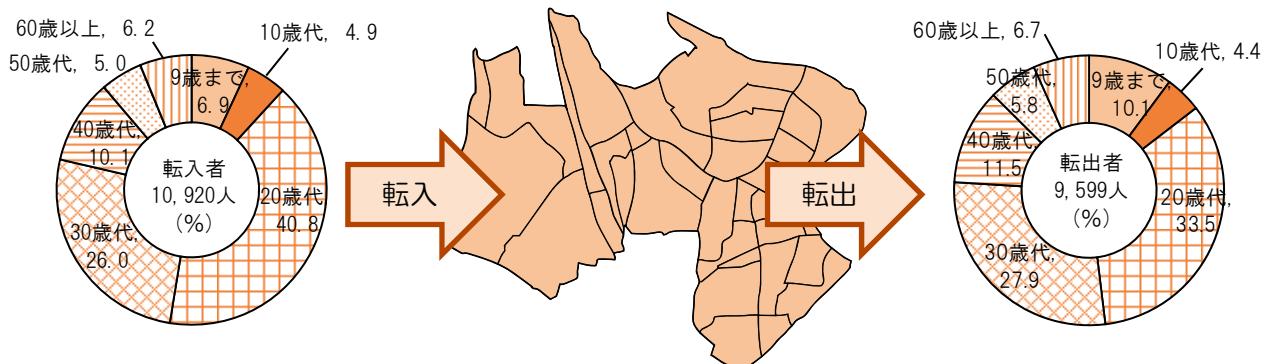
町名	総数	15歳未満	年少人口比率	15歳以上 65歳未満	生産年齢 人口比率	65歳以上	高齢者 人口比率
幸区合計	165,011	22,139	13.4%	107,306	65.0%	35,566	21.6%
遠藤町	1,374	271	19.7%	872	63.5%	231	16.8%
大宮町	3,602	451	12.5%	2,678	74.3%	473	13.1%
小倉	3,989	448	11.2%	2,402	60.2%	1,139	28.6%
小倉1丁目	1,864	314	16.8%	1,333	71.5%	217	11.6%
小倉2丁目	2,508	277	11.0%	1,543	61.5%	688	27.4%
小倉3丁目	3,074	382	12.4%	2,148	69.9%	544	17.7%
小倉4丁目	4,079	560	13.7%	2,570	63.0%	949	23.3%
小倉5丁目	2,735	372	13.6%	1,680	61.4%	683	25.0%
鹿島田1丁目	2,646	373	14.1%	1,971	74.5%	302	11.4%
鹿島田2丁目	2,314	248	10.7%	1,447	62.5%	619	26.8%
鹿島田3丁目	2,440	271	11.1%	1,720	70.5%	449	18.4%
河原町	6,750	443	6.6%	2,693	39.9%	3,614	53.5%
北加瀬1丁目	3,768	407	10.8%	2,513	66.7%	848	22.5%
北加瀬2丁目	2,997	569	19.0%	2,018	67.3%	410	13.7%
北加瀬3丁目	2,705	346	12.8%	1,776	65.7%	583	21.6%
小向	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
小向町	2,401	259	10.8%	1,485	61.8%	657	27.4%
小向東芝町	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
小向仲野町	2,550	464	18.2%	1,524	59.8%	562	22.0%
小向西町1丁目	1,342	241	18.0%	819	61.0%	282	21.0%
小向西町2丁目	591	91	15.4%	351	59.4%	149	25.2%
小向西町3丁目	1,173	146	12.4%	766	65.3%	261	22.3%
小向西町4丁目	1,858	258	13.9%	1,262	67.9%	338	18.2%
紺屋町	1,155	108	9.4%	746	64.6%	301	26.1%
幸町1丁目	679	55	8.1%	484	71.3%	140	20.6%
幸町2丁目	738	61	8.3%	501	67.9%	176	23.8%
幸町3丁目	1,357	165	12.2%	940	69.3%	252	18.6%
幸町4丁目	717	74	10.3%	447	62.3%	196	27.3%
下平間	7,857	982	12.5%	5,066	64.5%	1,809	23.0%
新小倉	678	150	22.1%	515	76.0%	13	1.9%
新川崎	3,208	984	30.7%	2,112	65.8%	112	3.5%
新塙越	3,119	491	15.7%	2,243	71.9%	385	12.3%

(あいうえお順、単位：人)

町名	総数	15歳未満	年少人口比率	15歳以上 65歳未満	生産年齢 人口比率	65歳以上	高齢者 人口比率
神明町1丁目	2,262	465	20.6%	1,484	65.6%	313	13.8%
神明町2丁目	1,444	131	9.1%	1,014	70.2%	299	20.7%
塚越1丁目	1,830	330	18.0%	1,194	65.2%	306	16.7%
塚越2丁目	3,009	464	15.4%	1,825	60.7%	720	23.9%
塚越3丁目	2,898	485	16.7%	1,952	67.4%	461	15.9%
塚越4丁目	5,856	1,032	17.6%	3,769	64.4%	1,055	18.0%
戸手1丁目	652	87	13.3%	436	66.9%	129	19.8%
戸手2丁目	1,152	128	11.1%	704	61.1%	320	27.8%
戸手3丁目	979	145	14.8%	634	64.8%	200	20.4%
戸手4丁目	3,220	556	17.3%	2,123	65.9%	541	16.8%
戸手本町1丁目	1,608	191	11.9%	992	61.7%	425	26.4%
戸手本町2丁目	4,453	881	19.8%	2,941	66.0%	631	14.2%
中幸町1丁目	1,605	160	10.0%	1,087	67.7%	358	22.3%
中幸町2丁目	1,347	113	8.4%	892	66.2%	342	25.4%
中幸町3丁目	2,505	355	14.2%	1,807	72.1%	343	13.7%
中幸町4丁目	1,717	141	8.2%	1,339	78.0%	237	13.8%
東小倉	2,492	343	13.8%	1,628	65.3%	521	20.9%
東古市場	2,673	309	11.6%	1,547	57.9%	817	30.6%
古市場	2,419	271	11.2%	1,493	61.7%	655	27.1%
古市場1丁目	3,696	460	12.4%	2,193	59.3%	1,043	28.2%
古市場2丁目	4,046	511	12.6%	2,360	58.3%	1,175	29.0%
古川町	3,248	584	18.0%	2,098	64.6%	566	17.4%
堀川町	1,704	276	16.2%	1,204	70.7%	224	13.1%
南加瀬1丁目	2,329	293	12.6%	1,652	70.9%	384	16.5%
南加瀬2丁目	3,159	407	12.9%	1,990	63.0%	762	24.1%
南加瀬3丁目	4,119	462	11.2%	2,809	68.2%	848	20.6%
南加瀬4丁目	5,670	672	11.9%	3,796	66.9%	1,202	21.2%
南加瀬5丁目	4,116	501	12.2%	2,630	63.9%	985	23.9%
南幸町1丁目	1,629	116	7.1%	1,155	70.9%	358	22.0%
南幸町2丁目	3,738	347	9.3%	2,897	77.5%	494	13.2%
南幸町3丁目	3,284	277	8.4%	2,236	68.1%	771	23.5%
都町	703	76	10.8%	494	70.3%	133	18.9%
矢上	980	88	9.0%	718	73.3%	174	17.8%
柳町	2,201	221	10.0%	1,588	72.1%	392	17.8%

④転出入の状況

区の転出入については、転入が10,920人、転出が9,599人で、転入超過となっています。また、転出入者を年代別で見ると、20歳代、30歳代の割合が高くなっています。

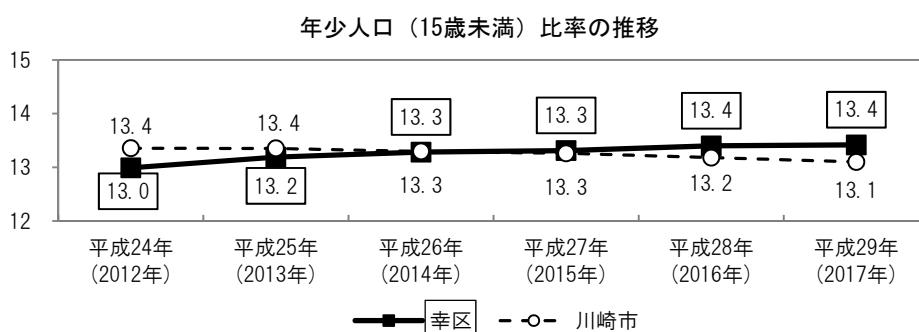


資料：川崎市統計情報「区別月別人口動態」
(平成27年10～平成28年9月の合計)

⑤子どもの人口

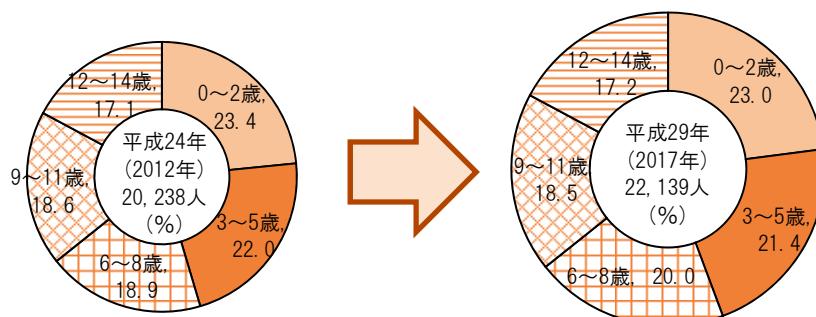
区の平成29(2017)年の年少人口比率は13.4%で、前年から横ばいとなっていますが、平成24(2012)年から比較すると、川崎市の比率は低くなっていますが、幸区の比率は高くなっています。

また、幸区の年少人口については、平成24(2012)年から平成29(2017)年の間で1,901人増加していますが、年齢別比率での大きな変化はありませんでした。



資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」(各年3月末日現在)

幸区の年少人口（15歳未満）と年齢別比率の内訳



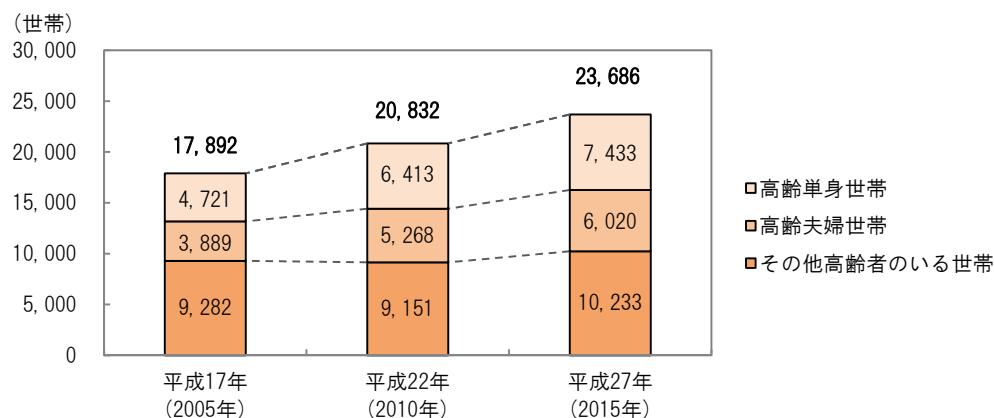
資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」(各年3月末日現在)

⑥高齢者の人口

高齢者の人口は増加傾向にあり、単身世帯、夫婦世帯とともに増加しています。平成27（2015）年の時点で平成17（2005）年と比べ、単身世帯は2,712世帯、夫婦世帯は2,131世帯の増加となっています。

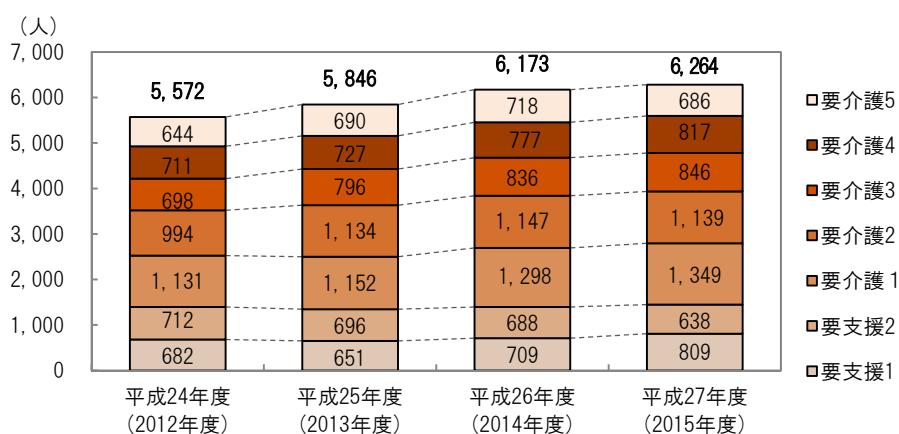
要介護認定者数は、平成27（2015）年度は6,284人で、要介護1、2の人が多くを占めています。多くの要介護度で増加傾向となっていますが、要介護5、要介護2、要支援2では前年度から減少しています。

高齢者世帯の内訳と推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

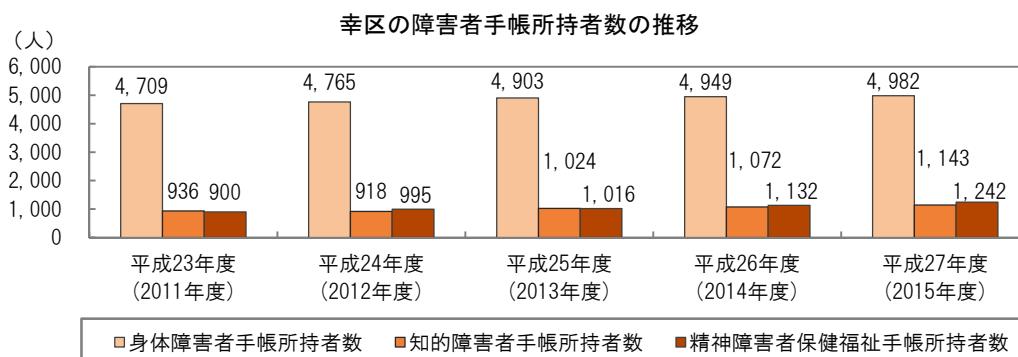
介護保険認定者数の推移



資料：川崎市統計情報「川崎市年齢別人口」（各年10月1日現在）

⑦障害者的人口

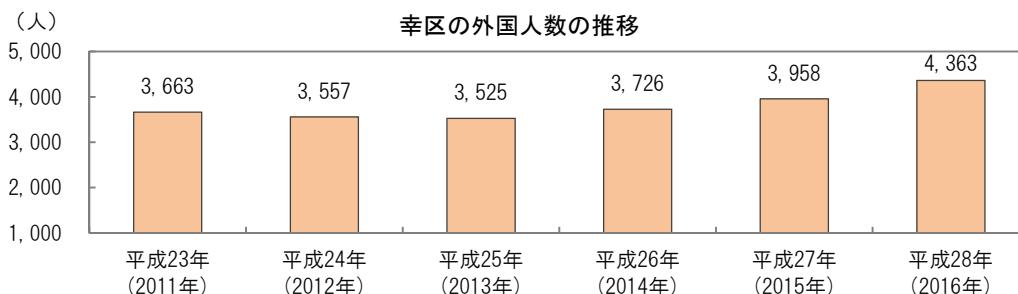
障害者数は、平成27（2015）年度末で身体障害者手帳所持者数が4,982人、知的障害者手帳所持者数が1,143人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が1,242人となっており、いずれも増加傾向にあります。



資料：川崎市健康福祉年報（各年度末）

⑧外国人の人口

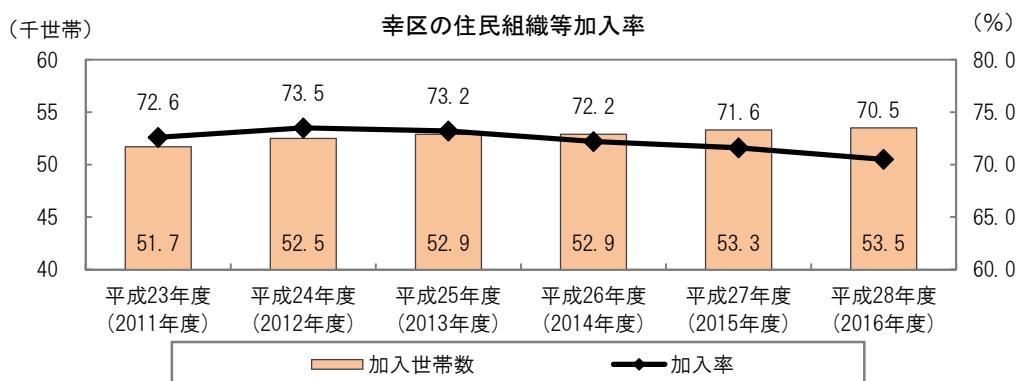
外国人数は、平成25（2013）年以降、増加傾向にあり、平成28（2016）年では4,363人となっており、平成25（2013）年からは800人以上の増加となっています。



資料：川崎市統計情報「川崎市年齢別人口」（各年9月30日現在）

⑨町内会・自治会加入の状況

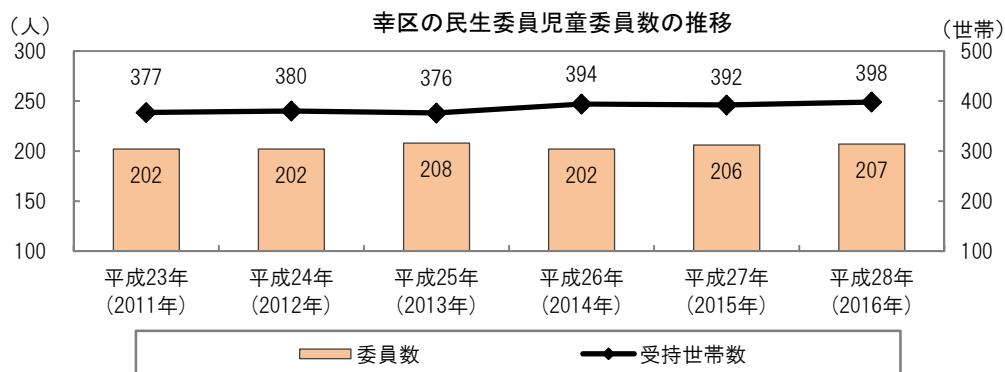
町内会・自治会の加入率は平成28（2016）年度で70.5%となっており、ここ数年減少傾向となっています。



資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

⑩民生委員児童委員の状況

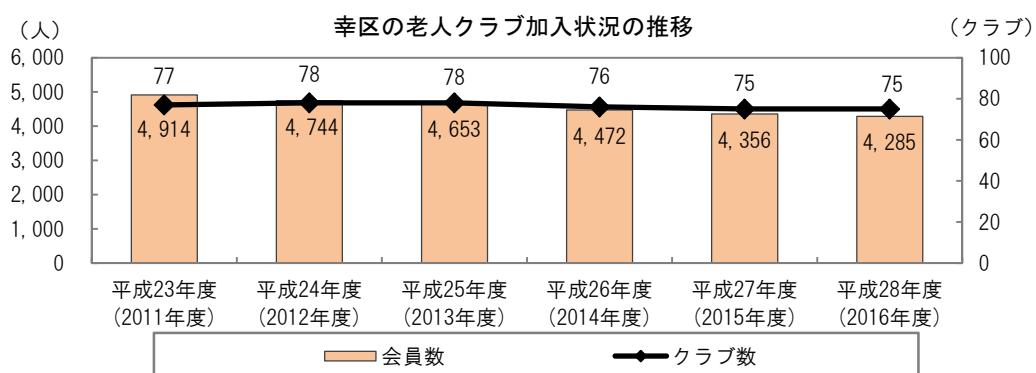
民生委員児童委員の状況は、委員数、受持世帯数ともに増加傾向となっています。



資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

⑪老人クラブの状況

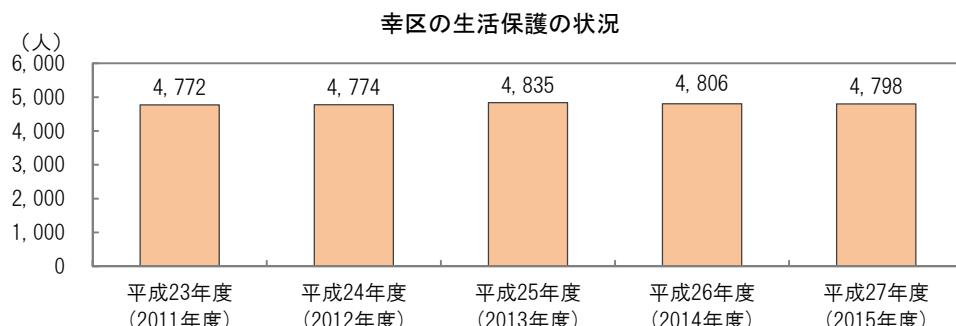
高齢者人口は増加（34 ページ参照）していますが、老人クラブの会員数は、減少傾向となっています。



資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

⑫生活保護の状況

生活保護の状況は平成 25（2013）年度までは増加傾向にありましたが、平成 27（2015）年度では4,798人と前年よりもわずかに減少しています。



資料：川崎市統計書（各年度月平均。実人員には保護停止中を含む。）

(2) 地域福祉実態調査、区民アンケート調査から見た幸区の状況

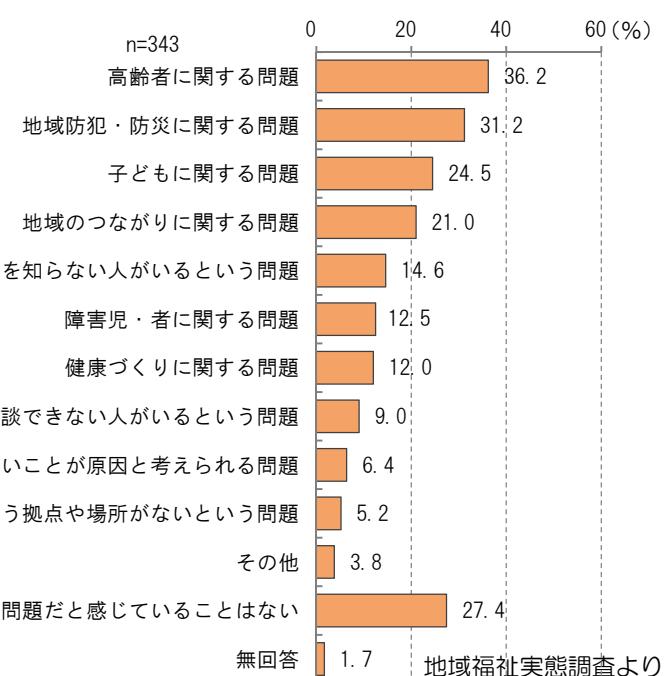
市では、第5期地域福祉計画策定のための基礎資料として、地域福祉に関する意識調査である「地域福祉実態調査」を平成28(2016)年10月～11月に実施しました。(20歳以上の男女、各区850人程度)

また、区では、区民の意識調査のため「幸区区民アンケート調査」を平成28(2016)年8月～9月に実施しました。(18歳以上の男女、2,000人程度)

各調査の主な結果は、次のとおりです。

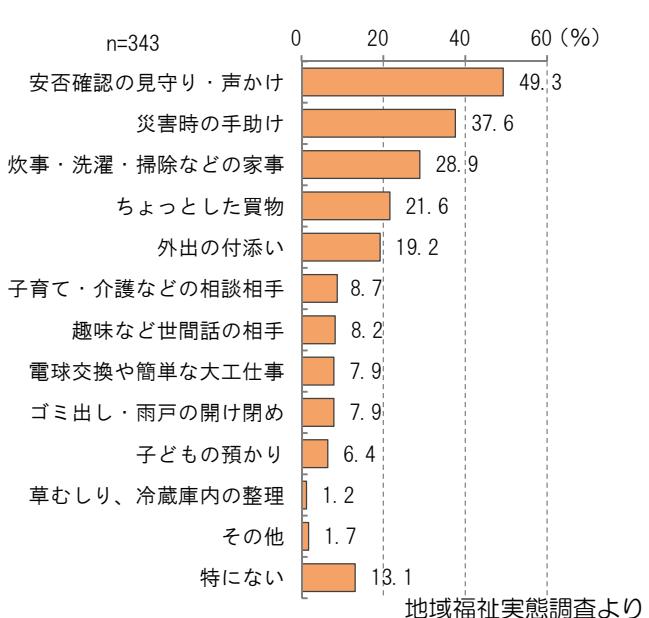
①地域で問題になっていること（複数回答）

地域で問題になっていることについて、「高齢者に関する問題」が36.2%と最も高く、次いで、「地域防犯・防災に関する問題」、「子どもに関する問題」の順となっています。



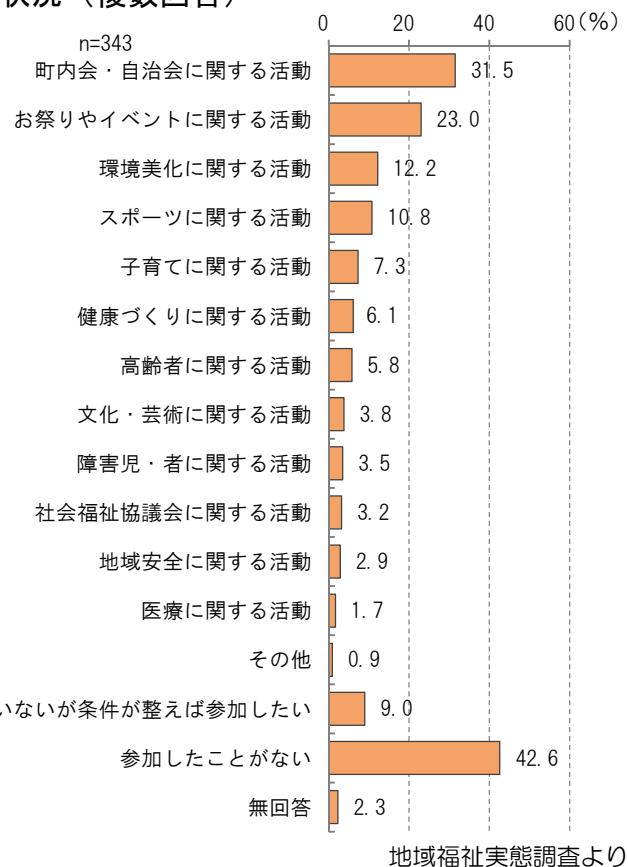
②日常生活が不自由になったときに地域の人たちにしてほしいこと（複数回答）

高齢、病気、事故などで日常生活が不自由になったときに、地域の人にしてほしいことは、「安否確認の見守り・声かけ」が49.3%と最も高く、次いで「災害時の手助け」、「炊事・洗濯・掃除などの家事」の順となっています。



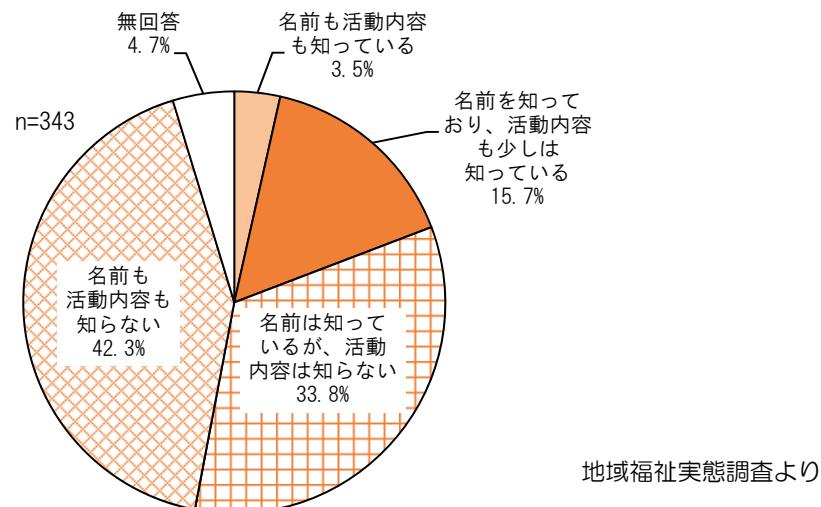
③地域活動やボランティア活動の参加状況（複数回答）

地域活動やボランティア活動については、「町内会・自治会に関する活動」が31.5%と最も高く、次いで「お祭りやイベントに関する活動」、「環境美化に関する活動」の順となっています。



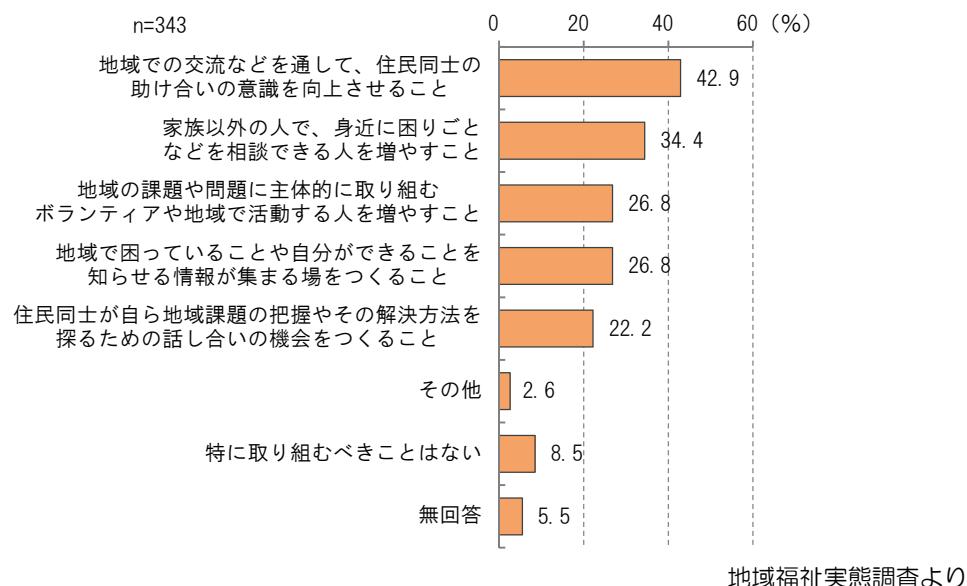
④地区・区社会福祉協議会の認知度

地区・区社会福祉協議会の認知度をみると、「名前も活動内容も知らない」が42.3%と最も高く、次いで「名前は知っているが、活動内容は知らない」の順となっています。



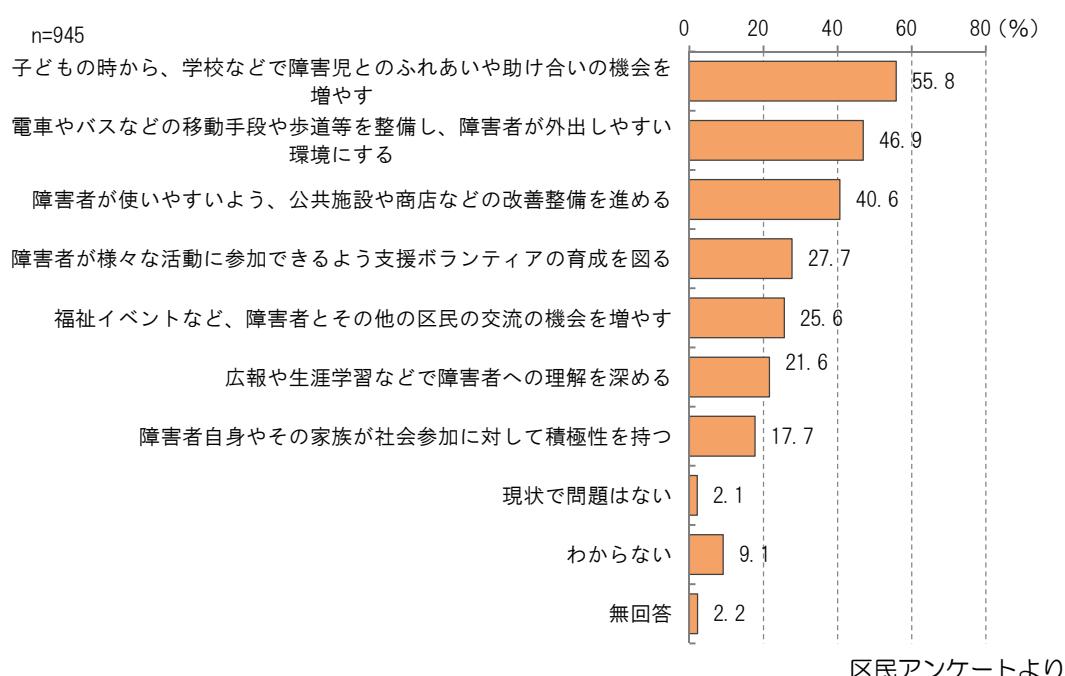
⑤今後、地域福祉を推進するために市民が取り組むべきこと（複数回答）

今後、地域福祉を推進するために市民が取り組むべきことは、「地域での交流などを通して、住民同士の助け合いの意識を向上させること」が42.9%と最も高く、次いで、「家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと」となっています。



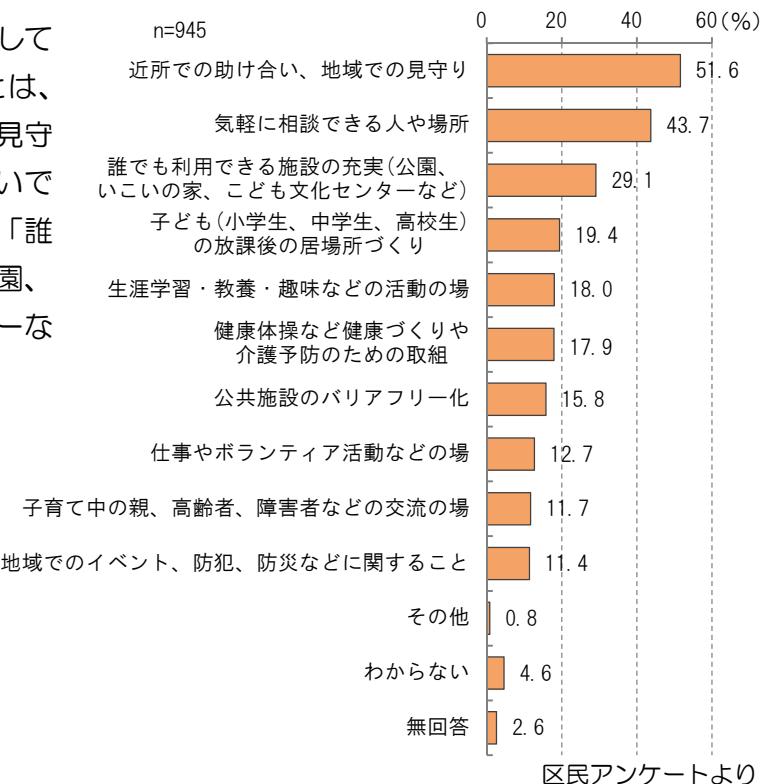
⑥障害者の積極的な地域・社会参加に大切なと思うもの（複数回答）

障害者の積極的な地域・社会参加に大切なと思うものは、「子どもの時から、学校などで障害児とのふれあいや助け合いの機会を増やす」が55.8%と最も高く、次いで「電車やバスなどの移動手段や歩道等を整備し、障害者が外出しやすい環境にする」、「障害者が使いやすいよう、公共施設や商店などの改善整備を進める」となっています。



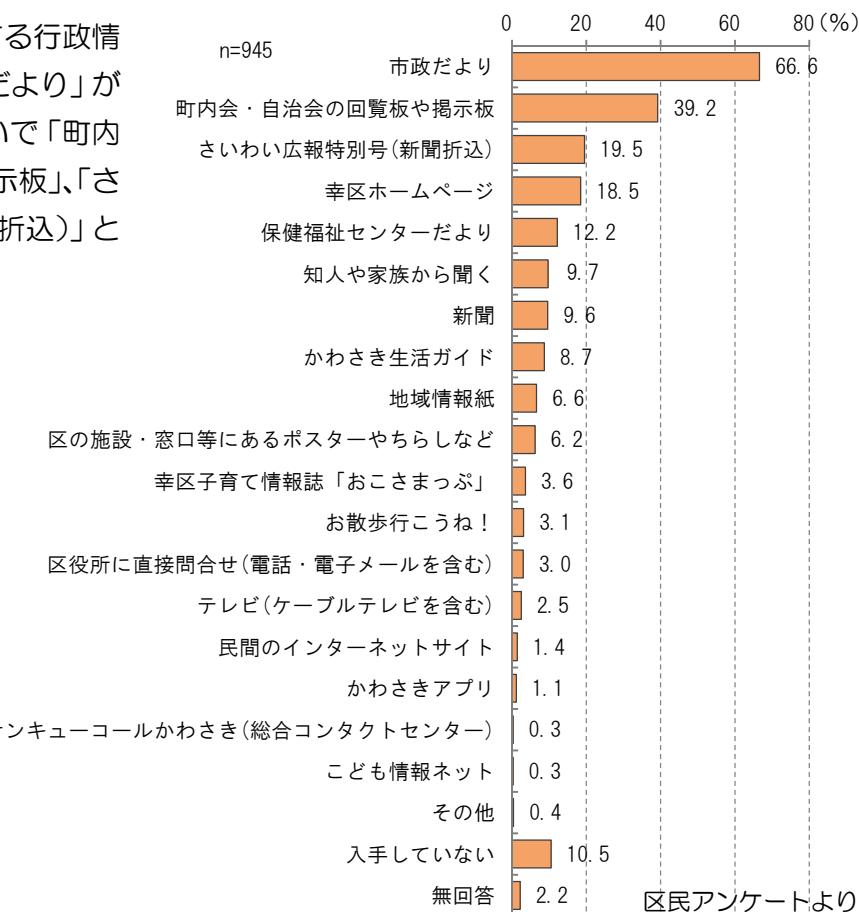
⑦誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要なこと（複数回答）

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要なことは、「近所での助け合い、地域での見守り」が51.6%と最も高く、次いで「気軽に相談できる人や場所」、「誰でも利用できる施設の充実（公園、いこいの家、こども文化センターなど）」となっています。



⑧幸区役所などが提供する行政情報の入手経路（複数回答）

幸区役所などが提供する行政情報の入手経路は、「市政だより」が66.6%と最も高く、次いで「町内会・自治会の回覧板や掲示板」、「さいわい広報特別号（新聞折込）」と続いています。



3 第4期計画についての振り返り（主な意見）

平成29(2017)年度第1回地域福祉計画推進会議において、第4期計画(平成26(2014)年度～平成29(2017)年度)に掲げられた基本施策ごとに、取組状況や達成状況について振り返りながら、委員同士の意見交換を行いました。その中の主な意見について御紹介します。

第4期幸区地域福祉計画

計画の理念 「誰もが生涯にわたって、安心して、いきいきと暮らせる幸区」の実現

基本目標1 誰もが安心して生活できる住みやすいまちづくり

基本方針1 地域ぐるみの見守り、支え合いの環境づくり

→基本施策1 区民の力を活かした地域による支え合いを促進します

基本方針2 保健福祉サービス情報提供の充実とネットワーク活用

→基本施策2 必要な人に必要な情報を効果的で的確に提供します

→基本施策3 主体的に地域に根差した活動の継続と普及拡大のための交流を促進します

基本方針3 安全で安心な生活環境の充実

→基本施策4 子どもや保護者が安心して遊び学べるように支援をします

→基本施策5 防犯・防災活動等を推進します

基本目標2 国籍・障害・世代等を超えたつながりのある健康で豊かなまちづくり

基本方針4 ノーマライゼーション社会の実現のための啓発と普及

→基本施策6 国籍・障害・世代等を超えた交流会を促進します

基本方針5 地域における健康づくりの推進

→基本施策7 健康づくりのための学習機会や情報の提供と実践のための環境づくりを推進します

基本目標3 区民の参加と協働による活力あるまちづくり

基本方針6 人材の育成とコーディネート機能の充実

→基本施策8 人材の育成とコーディネート機能の充実

基本方針7 区民、関係機関・団体、事業所と行政の連携の強化

→基本施策9 関係機関・団体等と会議等を行い、具体的な連携内容を打ち出します

基本方針8 地域活動への区民参加の促進

→基本施策10 区民の地域活動への参加意識を啓発し、活動を支援します

基本施策1 区民の力を活かした地域による支え合いを促進します

主な取組（★は重点取組）

★思春期健康支援事業、★幸区子ども学習サポート事業、★学習支援事業、あかちゃん銭湯でコンニチワ！、地区の赤ちゃんと相談、地域における交流の場の提供

主な意見

- ・地域に浸透してきた効果により、多くの事業が過去の数値を上回り実施されている。
- ・子育て事業に関する取組が充実し、高齢者の見守り事業も全体的に良く取り組まれている。
- ・地区ごとの差が見られるので、地区の実情を踏まえて、活性化することが重要である。
- ・孤独になりがちな子育て中の親をサポートする地域人材の発掘と育成が大切である。

基本施策2 必要な人に必要な情報を効果的で的確に提供します

主な取組

保健福祉センターだより、幸区子育て情報誌「おこさまっぷさいわい」の発行

主な意見

- ・定期的に情報発信が出来ており、様々な情報が網羅されている部分がよいと思う。
- ・各地域団体やボランティアグループの活動紹介を充実させる。
- ・現状の配布方法に加え、様々な機会を捉え、広く住民に周知できるとよいと思う。
- ・区民の意見を吸い上げ、ニーズを定期的に把握しながら効果的に発信することが必要である。

基本施策3 主体的に地域に根差した活動の継続と普及拡大のための交流を促進します

主な取組

みんなで子育てフェアさいわい、子育て支援関係団体交流会

主な意見

- ・交流を深めての子育ては親にとっても安心すると思われる。
- ・少子化社会が進行し、地域や社会貢献できる人材育成が大事である。
- ・広く多くの方が参加できるように、会場や回数の検討が必要と思われる。
- ・より多くの団体が実施に参画できるよう、小地域レベルでの啓発活動の必要性を感じる。

基本施策4**子どもや保護者が安心して遊び学べるように支援をします****主な取組**

地域子育て支援センター「ふるいしば」の第3土曜日開所、こどもの外遊び推進事業、公立保育園等を活用した子育て支援、さいわいものづくり体験事業

主な意見

- ・保育園、地域団体、ボランティアグループ等との協働で様々なニーズに対応したきめ細かい事業が展開され、また、親子で参加する機会が定着してきていることは、評価できる。
- ・現在あるものは継続してほしいし、さらに増やすと安心して子育てができると考える。
- ・事業の開催について、参加者の意見を取り入れながら、参加者同士のつながりにも留意して欲しいと思う。

基本施策5**防犯・防災活動等を推進します****主な取組**

地域防災活動の推進、災害時要支援者避難支援制度の促進、区民とともに災害を考える地域活動啓発事業、安全・安心のパトロール

主な意見

- ・障害者向けの避難所開設等をお願いしたい。
- ・防災意識・取組とも、年々高まり、地区での取組も浸透してきていると思う。
- ・大規模な防災訓練は実施しているが、もっと小規模で訓練を行う必要がある。
- ・訓練時だけでなく日常的な取組や子どもの頃からの防災意識の醸成が必要である。

基本施策6 国籍・障害・世代等を超えた交流会を促進します**主な取組**

精神保健福祉講座、発達障害児支援事業、幸区多文化共生推進事業、
サンデーフレンドパーク（障害者社会参加学習活動）

主な意見

- ・精神障害を理解し心優しく対応し保護者の悩み等を話せる場がほしい。
- ・事業は浸透してきているが、その広がりや区民の関心や周知への広がりが見えにくい。
- ・参加者が少ない事業は、その原因を精査したうえで、再策定を行う必要があると考える。
- ・とてもよい活動なので継続してほしい。普及啓発等も積極的に行い、住民の理解を深める活動にも力を入れてほしい。

基本施策7 健康づくりのための学習機会や情報提供、実践のための環境づくりを推進します**主な取組（★は重点取組）**

★健康長寿推進事業、健康づくり自主グループ交流会、介護予防グループ支援事業、
出張健康づくり隊

主な意見

- ・住民自治組織や地域団体等との協働で多彩な事業が展開されているが、今後は各地区の実情や、参加者のニーズを踏まえた展開が必要になると思う。
- ・高齢者を中心に健康づくりの自主グループ作りを頑張った。保健師がよく指導してくれた。
- ・事業の広がりと定着の双方の視点からの目標設定が望ましいと思う。
- ・超高齢社会を迎え、介護予防に力点を置いた事業の展開と誰でもが参加しやすい環境を作る。

基本施策8 ボランティアやリーダーなどの発掘と育成 コーディネート機能の充実を図ります**主な取組**

認知症高齢者介護者への支援、すくすく子育てボランティア活動支援、
識字ボランティア研修

主な意見

- ・ボランティア育成などの取組は、よく考えて実践されていると思う。
- ・地域人材（担い手）、ボランティアの発掘と育成はどの分野においても喫緊の課題である。
- ・他の機関・団体や社会福祉協議会ともっと連動して実施すべきだと思う。
- ・呼びかけや広報の仕方、時期など含めて、よりよいものにして欲しいと思う。

基本施策9 関係機関・団体等と会議等を行い、具体的な連携内容を打ち出します**主な取組（★は重点取組）**

社会福祉協議会との連携強化、★障害福祉サービス調整会議、
★地域ケア連絡会議、★幸区こども総合支援ネットワーク会議

主な意見

- ・さらに、対象カテゴリーを超え、生活の中で住民が感じる課題に対応できる連携体制の構築が望まれる。
- ・各種ネットワーク作りを継続し、各団体との交流・情報共有や具体的な動きを期待する。
- ・区社会福祉協議会と連携して行う事業の役割や具体的な内容が見えにくい。

基本施策 10 幸区の地域活動への参加意識を啓発し、活動を支援します

主な取組（★は重点取組）

★地域交流会等の推進、市民活動等支援事業、地域コミュニティ活動の推進、提案型協働推進事業

主な意見

- ・地域団体との協働のもと、地域活動への住民参加を促進する事業が豊富に行われている。
- ・地域住民の参加による事業は住みよいまちづくりの第一歩となっている。
- ・地域ごとの取組が、今後より具体的に見えるようになると良いと思う。また、今後地区計画の策定を望む。

新規施策 幸区地域包括ケアシステムの構築に向け取り組みます

主な取組（★は重点取組）

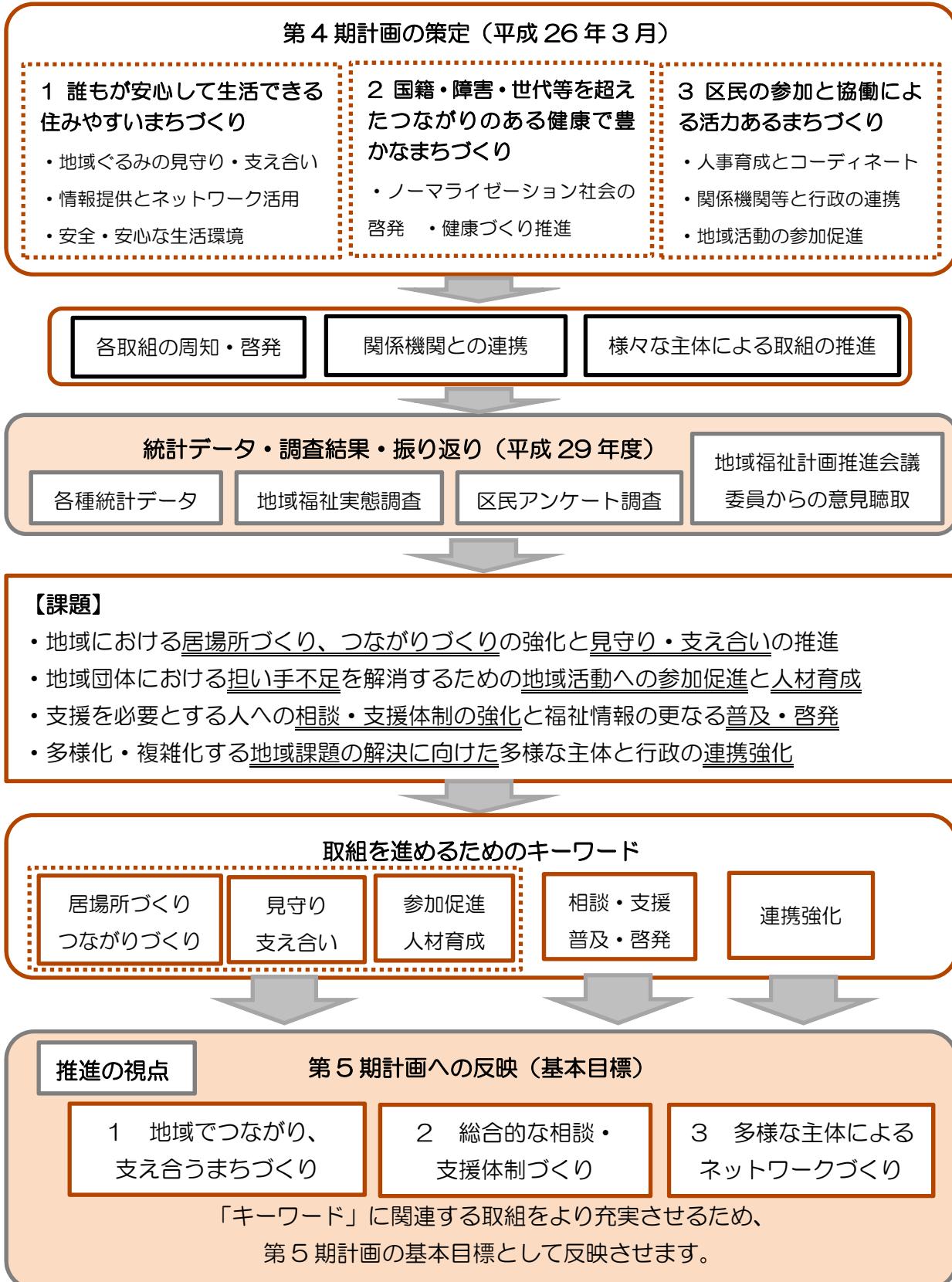
ご近所支え愛モデル事業、日吉おやこであそぼうランド、地域包括ケアシステムの取組

主な意見

- ・地域包括ケアシステムの取組が具体的に進められていることは、大変評価できる。引き続き、高い水準の事業がより広い地域で実施される計画が策定されることを望む。
- ・町内会、自治会、民生委員、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政、地域組織、ボランティアとの連携と活動を実践し、地域での支え合いや地域力が更なる手立てとして求められている。
- ・区民への一層の周知と、小地域での具体的な取組が、計画に盛り込まれることを期待する。

4 統計データ・調査結果・振り返りから見えた第5期計画推進の視点

統計データ、調査結果、第4期計画の振り返りによって、第5期計画の推進の視点をまとめました。



計画の内容

第3章

1 幸区が目指す地域福祉

(1) 計画の理念・目標

「地域でつながり、支え合う、
誰もが安心していきいきと暮らせる幸区」
～幸区地域包括ケアシステムの構築を目指して～

日ごろから、区民の皆さんのが地域でつながりを持ち、周りの人たちと交流し、助け合い、支え合いながら、安心して暮らせるまちづくりを目指し、この理念を掲げます。

この理念を実現するためには、区民の皆さん、町内会・自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉関係団体、行政などがお互いに力を合わせ、連携・協働していくことが不可欠となります。

幸区らしい「地域包括ケアシステム」の構築に向け、地域の課題解決に取り組みながら、地域福祉計画の推進をしていきます。

幸区地域福祉計画の理念を実現するため、3つの基本目標を掲げています。

- 基本目標1 地域でつながり、支え合うまちづくり
- 基本目標2 総合的な相談・支援体制づくり
- 基本目標3 多様な主体によるネットワークづくり

基本目標1では、健康づくりや生きがいづくりの推進、地域交流の場づくりなど、地域包括ケアシステムの「自助」「互助」の取組を掲げています。

基本目標2では、総合的な相談・支援体制や情報提供の充実を掲げています。

基本目標3では、様々な分野における連携・協働、ネットワークの構築による取組を掲げています。

これらの基本目標のもと、35の基本施策により取組を推進していきます。

委員からひとこと

●日本体育大学 北島洋美委員●

地域福祉計画について考えてみたときに、誰のための計画なのかという視点が大事だと思います。それは、地域住民が考え、実行する「自分たちのための計画」ということになります。地域住民だけではなく、地域にある関係機関の人たち、行政の人たち、様々な立場の人たちが一緒に考え、実行していくものだろうと思っています。今ここにいる地域の皆さんが、リアルな生活の場で活動として行ってきたことを、「幸区らしさ」として計画の中に位置付けることで、この場にはいない地域の皆さんも、計画が自分たちの生活の中にあるものなのだと感じ、「出来ることからやってみよう」という気持ちになつていただければと考えています。

(2) 計画の体系

3つの「基本目標」に基づき、10の「基本方針」と35の「区や地域による施策」を掲げています。地域福祉の推進には、区民の皆さん一人ひとりの取組が大切ですので、「基本方針」ごとに、日ごろから出来る「区民の皆さんの取組や心がけ」を例示として掲げています。また、「区や地域による施策」には、区民の皆さんや地域団体が主体的に行っている取組や連携して行っている取組、区が主体的に行っている取組などを掲げています。

基本目標1	地域でつながり、支え合うまちづくり
区や地域による施策	
基本方針1 誰もが参加できる健康・生きがいづくり	P60
1 健康づくり活動の推進 2 スポーツ活動の推進 3 健康に関する知識の普及・啓発 4 生きがいづくり、生涯学習の推進 5 障害者の社会参加活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で行われている健康体操やスポーツなどに参加してみよう ・健康に関する意識を高め、日ごろから自分の健康管理に気を配ろう ・趣味や学習など興味のあることを始めてみよう
基本方針2 地域活動の推進と参加促進	P62
6 町内会・自治会活動の推進・支援 7 市民活動団体の活動支援 8 地域防災活動の推進、普及・啓発 9 子どもの地域活動への参加促進 10 地域の課題解決に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会など地域で行われているお祭りやイベントに参加してみよう ・日ごろから防災意識をもって、地域で行われている防災訓練に参加してみよう ・子どもたちが地域に愛着をもてるように、地域に関わる機会を増やしていこう
基本方針3 地域の見守り、支え合いの推進	P64
11 地域における見守りの推進 12 ひとり暮らし等の高齢者の見守り 13 子どもの見守り	<ul style="list-style-type: none"> ・日ごろからあいさつをして、近所づきあいを深めよう ・地域で気になる人がいたら、見守り、周りの人と相談してみよう ・自分が困ったときも、遠慮しないで周りの人に相談してみよう
基本方針4 地域交流の場づくり	P66
14 誰もが参加しやすい交流の場づくり 15 子育て支援・交流の場づくり 16 地域資源を活かした交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で様々な交流の場があることを知り、参加してみよう ・地域ぐるみで子育てを応援しよう
基本方針5 地域人材の育成	P68
17 人材の育成・支援と知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・地域でのボランティア活動に参加してみよう

基本目標2

総合的な相談・支援体制づくり

区や地域による施策

区民の皆さんの取組や心がけ

基本方針6 ニーズに応じた相談・支援体制の充実

P70

- 18 各種相談窓口の設置
- 19 多文化共生の推進・支援
- 20 子ども・子育てに関わる支援
- 21 高齢者・障害者に関わる支援

- ・悩んだときは、抱え込まずに相談しよう
- ・共に地域で暮らす仲間として、支援を必要とする人への理解を深めよう

基本方針7 情報提供の充実

P72

- 22 総合的な保健福祉に関わる情報提供
- 23 地域包括ケアシステムに関わる情報提供
- 24 区内の地域資源・地域課題等地域情報の提供
- 25 こども・子育てに関わる情報提供

- ・地域で行われている様々なことに興味を持ち、参加してみよう

基本目標3

多様な主体によるネットワークづくり

区や地域による施策

基本方針8 医療と保健福祉の連携

P74

- 26 医療・介護連携に向けた支援
- 27 認知症早期発見のための連携
- 28 健康づくりネットワークの構築
- 29 精神保健福祉の連携とネットワークの構築

基本方針9 区民、関係機関・団体等と行政の連携・協働

P76

- 30 企業、関係団体等との連携による災害対策の推進
- 31 地域包括支援センター、介護支援専門員、区社会福祉協議会と行政の連携
- 32 子育て支援機関・団体等との連携とネットワークの構築
- 33 幼稚園・保育園・小学校等との連携
- 34 障害者支援機関等との連携とネットワークの構築

基本方針10 地域包括ケアシステム構築に向けた地域マネジメントの実現

P78

- 35 地域マネジメントの実現に向けた推進体制と基盤となる取組

(3) 具体的な取組内容

基本方針ごとに、区民の皆さんの取組や心がけ、区や地域による施策・取組、個別の取組内容、地域福祉計画推進会議委員の活動を紹介します。

基本方針1 誰もが参加できる健康・生きがいづくり

区民の皆さんの取組や心がけ

- ・地域で行われている健康体操やスポーツなどに参加してみよう
- ・健康に関する意識を高め、日ごろから自分の健康管理に気を配ろう
- ・趣味や学習など興味のあることを始めてみよう

区や地域による施策・取組（★は重点取組）

1 健康づくり活動の推進

～地域の皆さんが、主体的に健康づくり活動ができるように推進・支援します～

（取組）★健康長寿推進事業（**取組紹介** ⇒①）、介護予防グループ支援事業、健康づくり自主グループ交流会、幸区食生活改善推進員連絡協議会への活動支援、出張健康づくり隊

2 スポーツ活動の推進

～地域でスポーツに親しめる場を提供し、体力づくりを推進・支援します～

（取組）スポーツ推進事業（スポーツ関連の講演会等の開催、各種スポーツ大会等への支援、フロンターレカップの開催など）（**取組紹介** ⇒②）

3 健康に関する知識の普及・啓発

～日ごろの健康管理の啓発と、健康に関する知識の普及・啓発を行います～

（取組）健康に関する講座、栄養・食生活・歯科保健等に関する講座、地域での手洗い教室、食中毒予防の普及・啓発、思春期健康支援事業（小中高校生向けタバコ・飲酒・薬物乱用防止の普及・啓発）、感染症対策事業（性感染症の防止教育、普及・啓発等）

4 生きがいづくり、生涯学習の推進

～趣味や学習など、地域活動への参加や生きがいづくりを推進・支援します～

（取組）シニアの地域参加、生涯学習情報提供・学習相談事業（**取組紹介** ⇒③）、老人クラブの活動支援、多文化共生（講座等）

5 障害者の社会参加学習活動の推進

～障害者の社会参加体験の活動を推進・支援します～

（取組）知的障害者の社会参加活動及び余暇活動の支援（**取組紹介** ⇒④）
障害児・者への相談支援による社会参加活動等への支援

取組紹介**⇒① 健康づくり活動の推進****★健康長寿推進事業**

地域の人たちが自主的に、身近な場所で、楽しく健康づくりや介護予防の活動を行っています。活動内容と場所がわかるリーフレットを配布していますので、お気軽にご参加ください。

**⇒② スポーツ活動の推進****スポーツ推進事業**

グラウンドゴルフ大会の開催、区内で実施されるスポーツ大会の支援、講演会の開催など、スポーツを通した健康づくり、体力づくりを推進しています。

⇒③ 生きがいづくり、生涯学習の推進**生涯学習情報提供・学習相談事業**

市民館、日吉分館では、学びたい人のための講座や市民が企画・運営する市民自主企画事業など、様々な学びの場づくりを行っています。参加者同士の交流を深めながら、学んだことを地域での活動やコミュニティづくりにも活かせます。

**⇒④ 障害者の社会参加学習活動の支援****知的障害者の社会参加活動及び余暇活動の支援**

日ごろ、社会参加体験の機会が少ない障害者が、料理や遠足など多様な体験ができるように、市民ボランティアが支援しています。

委員の活動紹介**●幸区老人クラブ連合会 杉野丘子委員●**

地域の60歳以上の高齢者が集まって仲間をつくり、明るく楽しく豊かな老後を送るために、健康寿命を延ばす運動や、地域貢献活動に積極的に取り組んでいます。

スポーツ大会をはじめ、グラウンドゴルフ、ゲートボール、歩こう会、いきいきクラブ体操など身体を動かす活動はもちろんのこと、友愛活動、健康教室、地域貢献活動など知恵と経験を活かした活動を行っています。

今後も、チャレンジ精神で生きがいと健康づくりを進めながら、様々な活動に取り組んでいきます。



基本方針2 地域活動の推進と参加促進

区民の皆さんの取組や心がけ

- ・町内会・自治会などが地域で行っているお祭りやイベントに参加してみよう
- ・日ごろから防災意識をもって、地域で行われている防災訓練に参加してみよう
- ・子どもたちが地域に愛着をもてるように、地域に関わる機会を増やしていこう

区や地域による施策・取組（★は重点取組）

6 町内会・自治会活動の推進・支援

～町内会・自治会活動の推進や魅力発信、加入促進などを支援します～

（取組）地域コミュニティ推進事業（町内会・自治会加入促進、設立支援、美化活動、スポーツイベント等支援、
町内会・自治会 PR リーフレット配布、活性化講座の開催）（**取組紹介** ⇒①）

7 市民活動団体の活動支援

～市民活動団体の様々な活動を支援します～

（取組）市民活動等支援事業（市民活動団体への会議・作業スペース等の提供、団体紹介リーフレット発行、市民活動交流イベントの開催）、公園、街路樹等の愛護活動の支援

8 地域防災活動の推進、普及・啓発

～防災訓練や避難所訓練など地域の防災活動を推進し、普及・啓発を行います～

（取組）★幸区災害対策推進事業（避難所訓練、幸区総合防災訓練、防災啓発イベント等）
(**取組紹介** ⇒②)

9 子どもの地域活動への参加促進

～子どもたちが地域で活動できる場を提供し、参加を促進します～

（取組）日吉あそびっ子クラブ（小学生同士の学年、学校を超えた交流）、花と緑のさいわい事業等（小学生等と地域住民との協働による花植え）、子育てフェアさいわいでの中学生ボランティア体験学習

10 地域の課題解決に向けた取組

～地域住民が主体的に地域の課題をみつけ、解決する取組を支援します～

（取組）★ご近所支え愛事業による地域課題の解決に向けた取組（**取組紹介** ⇒③）、提案型協働推進事業、市民グループとの協働事業

取組紹介

⇒① 町内会・自治会活動の推進・支援

地域コミュニティ推進事業

区には70の町内会・自治会があり、その活動を支援するため、町内会・自治会の魅力を発信するとともに、地域活動の活性化に向けた講座を開催するなど加入促進や参加のきっかけづくりを行っています。

町内会・自治会では、身近な暮らしの中での助け合いや親睦を深めるため、お祭りなどの地域交流や美化活動など様々な活動を行っています。安全・安心で快適なまちづくりのために、町内会・自治会に加入し、活動に参加しましょう。



⇒② 地域防災活動の推進、普及・啓発

★幸区災害対策推進事業

区では、安全で安心に暮らせる「災害に強いまちづくり」を推進しています。災害による被害を少しでも減らすためには、「自ら身を守る」、「地域で助け合う」、「区による防災対策」を推進し、お互いが連携しながら防災力を高めることができます。今後も、実践的な防災訓練を継続しながら、防災に関するイベント・講座等で意識の啓発を行っていきます。

⇒③ 地域の課題解決に向けた取組

★ご近所支え愛事業による地域課題の解決に向けた取組

地域住民が主体となって、地域の課題を洗い出し、解決に向けた意見交換を行っています。また、地域の中で支援が必要な人を把握し、その人に合った支援策の検討を行っています。(詳細は、65ページ)



委員の活動紹介

●幸区町内会連合会 土倉護曜委員●

小倉町内会会長として、最も力を入れていることは、地域コミュニティの活性化です。最近始めた朝市では毎回500名位が集まり、子どもたちにも職業体験として販売を手伝ってもらっています。また、消防団から地域の役員への連絡体制づくりや、近隣のグループホームの方々を招待する落語会も開催しています。



小学生の時に、地域交流拠点「小倉の陽だまり」で遊んでいた子どもが成長し、研修を受けたいと訪問してくれました。幼少期の経験から社会福祉に興味を持ってくれたということは、とても嬉しい出来事でした。今後も、高齢者だけではなく子どもたちも楽しめるような場となるように工夫していきたいと思っています。

基本方針3 地域の見守り、支え合いの推進

区民の皆さんの取組や心がけ

- ・日ごろからあいさつをして、近所づきあいを深めよう
- ・地域で気になる人がいたら、見守り、周りの人に相談してみよう
- ・自分が困ったときも、遠慮しないで周りの人に相談してみよう

区や地域による施策・取組（★は重点取組）

11 地域における見守りの推進

～支援が必要な人を見つけ、お互いに見守り・支え合う地域づくりを進めます～

（取組）★ご近所支え愛事業による町内会・自治会の見守り活動（**取組紹介** ⇒①）、民生委員児童委員による見守り・相談支援、認知症サポーターによる地域の見守り

12 ひとり暮らし等高齢者の見守り

～ひとり暮らし等の高齢者宅を訪問し、安否確認など見守りを行います～

（取組）民生委員児童委員によるひとり暮らし等高齢者見守り調査（対象者選定、見守り・安否確認）
(**取組紹介** ⇒②)

13 子どもの見守り

～小中学生の安全を守るため、登下校時等の見守り活動を行います～

（取組）小中学生の登下校時等の見守り、安全・安心パトロールの実施

委員の活動紹介

●幸区民生委員児童委員協議会 檎林照江委員●

子育て、高齢者、障害者など福祉に関する相談ご近所の相談役として、現在、区内で約207人の民生委員児童委員（主任児童委員含む）が活動しています。地域の見守りを最優先として、高齢者の調査、こんにちは赤ちゃん訪問など様々な活動をしています。

子育て支援としては、下平間いこいの家で赤ちゃんとお母さんを支援する「バンビひろば」の開催、高齢者支援としては「ひまわりの会」や、ひとり暮らし高齢者の会食会を行っています。地域交流拠点「塙越の陽だまり」では、元気体操や童謡の会を行うなど活動は多方面にわたり、地域の皆様と顔が見える関係が出来て良かったと思います。



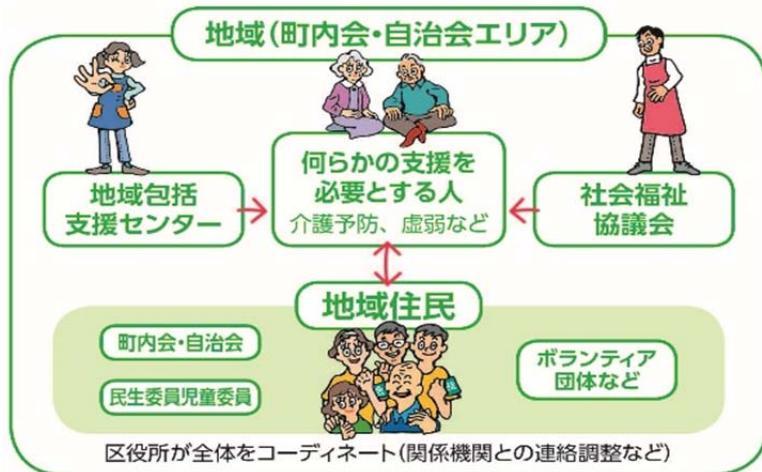
取組紹介

⇒① 地域における見守りの推進

★ご近所支え愛事業による町内会・自治会の見守り活動

地域住民が主体となって「気になる人」に日頃からの声かけ、行事へのお誘いなどご近所による見守りを行い、その方の抱える生活課題を把握し、解決するための「地域でできる支援プラン」を作成しています。

町内会・自治会単位で実施している部会には、地域住民だけではなく、社会福祉協議会、地域包括支援センター、行政などが関わり、意見交換をしています。



部会では、①地域課題の把握や対応策の検討、②支援を必要とする対象者の把握や支援策の検討を行っています。各部会からの実施状況の報告や情報共有等を行うため、「ご近所支え愛事業推進会議」を開催し、幸区における地域包括ケアシステム構築のための地域づくりを行っています。

⇒② ひとり暮らし等高齢者の見守り

民生委員児童委員によるひとり暮らし等高齢者見守り調査

介護保険サービス等を利用していない、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方で、主に75歳になる方に対し、民生委員児童委員がお宅を訪問し、調査票に基づき日常生活の状況調査を行っています。

聞き取りをしながら、高齢者の方々に必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な方をサービスへとつないでいきます。

委員の活動紹介

●幸区民生委員児童委員協議会 工藤季子委員●

幸区社会福祉協議会主催の「くつろぎ会食会」や「いきいきサロンやすらぎ」に参加協力しています。皆さんの元気な笑顔にこちらの方も元気がもらえます。また、ミニサロンでは、町内会館において、体操、手芸、各種講演会（防災関係等）が行われ、楽しい会となっています。

町会主催の小学校下校時見守り活動では、子どもたちからの歌のプレゼントや感謝の言葉に心温まる思いがしました。“寺子屋”的手伝いとして、小学校の図書館をお借りして宿題や国語・算数のプリント等の勉強をしたり、月1回の体験学習では、子どもたちと一緒に学んでいます。

人間関係が希薄化している今日この頃、お互い様の精神で今後も活動していきたいと思います。

基本方針4 地域交流の場づくり

区民の皆さんの取組や心がけ

- ・地域で様々な交流の場があることを知り、参加してみよう
- ・地域ぐるみで子育てを応援しよう

区や地域による施策・取組

14 誰もが参加しやすい交流の場づくり

～誰もが気軽に立ち寄れる交流の場や多文化共生のための交流の場を提供します～

(取組) コミュニティカフェ事業、気まぐれカフェ、多文化共生（コンサート、フェスタ）

15 子育て支援・交流の場づくり

～様々な世代の人たちとの交流の場づくりと地域ぐるみの子育てを支援します～

【交流の場づくり】

(取組) みんなで子育てフェアさいわい（**取組紹介** ⇒①）、公園を活用した子育て広場（外遊び）、子育て団体交流会、子育て団体への遊具貸出、子育て団体へのスペース貸出（日吉おやこであそぼうランド）、子育て広場、子育てパーク日吉（親子向けフリースペースの実施）、父親の育児支援

【地域拠点での子育て支援】

(取組) 地域子育て支援センターでの子育て講座・絵本読み語り、日吉おやこであそぼうランドでの講座、こども文化センターでの子育て講座、保育園を活用した子育て講座・園庭開放・体験保育・絵本読み語り、市民館・日吉分館での子育て講座、交流会（家庭地域教育学級）

【地域とのつながりづくりと育児相談】

(取組) ここにちは赤ちゃん訪問事業、地区の赤ちゃん相談、子育てサロン等による育児相談

【地域住民と子どもたちとの世代間交流】

(取組) 赤ちゃんハイハイあんよのつどい（**取組紹介** ⇒②）、日吉おやこであそぼうランドや保育園を活用した園児と地域住民との交流、老人クラブと園児の交流（折り鶴の会）

【地域ボランティアによる交流の場の提供】

(取組) 地域子育て支援センターふるいちばの第3土曜日開所（**取組紹介** ⇒③）、ふるいちば劇場の開催

【銭湯を活用した子育て支援・交流の場づくり】

(取組) 「赤ちゃん銭湯でコンニチワ！」（**取組紹介** ⇒④）

16 地域資源を活かした交流の場づくり

～地域資源を活用した交流の場を提供します～

(取組) さいわいものづくり体験事業、日吉のタカラモノ活用事業

取組紹介

子育て支援・交流の場づくり

⇒① 【交流の場づくり】

みんなで子育てフェアさいわい

幸区こども総合支援ネットワーク会議の部会で企画・運営している子育てイベントで年1回開催しています。地域の子育て支援機関や団体が参加し、様々な体験や遊びなど親子で楽しめます。



⇒② 【地域住民と子どもたちとの世代間交流】

赤ちゃんハイハイあんよのつどい



日吉地区では、毎年秋頃、乳幼児と保護者が地域の人々や中学生などと交流できる「赤ちゃんハイハイあんよのつどい」を日吉中学校で開催しています。「ハイハイ・あんよ大会」や「各地区の遊びのコーナー」などに参加しながら、同世代の保護者同士だけでなく、異世代交流も楽しめます。

⇒③ 【地域ボランティアによる交流の場の提供】

地域子育て支援センターふるいちばの第3土曜日開所

旧幼稚園舎を利用して作られた「地域子育て支援センターふるいちば」では、地域のボランティアが、毎月、第3土曜を開所し、子どもたちを見守っています。広い屋内と遊具のある園庭がありますので、気軽に遊びに来てください。



⇒④ 【銭湯を活用した子育て支援・交流の場づくり】

赤ちゃん銭湯でコンニチワ！

地域拠点としての銭湯を活用して、子育て中の母親同士の交流の場を提供しています。

詳しくは、委員の活動紹介をご覧ください。

委員の活動紹介

●幸区赤十字奉仕団 海老塚美子委員●

幸区赤十字奉仕団は、「人に優しい、思いやりと奉仕の心」を大切に、献血ルーム、防災救護、子育て支援など地域に根差した活動を行っています。特に力を入れている「赤ちゃん銭湯でコンニチワ！」は、平成15年に幸区まちづくり推進委員会で始まった活動で、当時20件の銭湯のうち5件に御協力いただき始まりました。子育てに疲れたお母さんにリラックスしてもらうため、0歳～3歳までの親子を対象に開催し、大変好評をいただいています。流れとしては、衛生の話や手遊びをした後に、親子で入浴し、赤ちゃんを先にボランティアが預かることで、お母さんはゆっくりお風呂に入りながら過ごしています。これからも、子育て支援の役割が果たせるように、この活動を続けていきたいと思います。



基本方針5 地域人材の育成

区民の皆さんの取組や心がけ

- ・地域でのボランティア活動に参加してみよう

区や地域による施策・取組（★は重点取組）

17 人材の育成・支援と知識の普及

～地域で活動する様々な人材を育成し、必要な知識の普及を行います～

（取組）★ご近所支え愛事業実践講座（**取組紹介** ⇒①）

公園を活用した子育て広場（外遊び）に携わる人材の育成・支援（**取組紹介** ⇒②）

保育ボランティアの養成

識字ボランティアの養成

乳幼児健診・子育てサポート等のボランティアの育成・支援（**取組紹介** ⇒③）、ボランティア同士の交流・情報交換・連絡会の実施

認知症サポーター養成講座による認知症サポーターの養成

ボランティア活動を始めてみませんか

●幸区社協ボランティアセンター（幸区戸手本町1-11-5 電話：556-5500）

ボランティアに関する相談や講師の紹介をしています。お気軽にご相談ください。

●かわさき市民活動センター（中原区新丸子東3-1100-12 電話：430-5566）

市内のボランティアに関する相談を受け付けています。



委員の活動紹介

●幸区地域教育会議 大塚謙一郎委員●

1980年代の校内暴力などが起こった時代に、住民自治の教育参加組織として、7行政区と51中学校区に設置されました。幸区地域教育会議は、子どもや学校教育の支援、生涯学習活動などに取り組みながら、「子どもがいきいき育つまち、おとなも楽しく学べるまち、地域のあらゆる人々が共に生きる地域社会を目指そう」という理念のもと活動し20周年を迎えました。



「教育を語る集い」や「子ども会議」での子どもたちの意見により、学区を超えて子どもたちが交流する「市民館ジャック」が生まれました。子どもたちの健やかな成長を願い、地域全体で見守り支援する活動により、大人も成長していくのではないかと考えています。

取組紹介

人材の育成・支援と知識の普及

⇒① ★ご近所支え愛事業実践講座

地域包括ケアシステムやご近所支え愛事業についての理解を深め、地域の気になる高齢者の具体的な見守り方法を学びます。



⇒② 公園を活用した子育て広場（外遊び）に携わる人材の育成・支援



公園を活用した乳幼児の親子の交流広場や、子育て講座を活用し、参加者への積極的な声かけやふれあいなどを通して、担い手側としても、一緒に活動できるよう育成・支援しています。

子どもと一緒に楽しく遊びながら、先輩ママとしてのアドバイスをしたりと、活動を通して仲間づくりも広がります。

⇒③ 乳幼児健診・子育てサポート等のボランティアの育成

乳幼児健診や子育て支援講座等での保護者とお子さんのお手伝いや、地域の育児サークルの支援を行う「すくすく子育てボランティア」を養成しています。

子育てを応援したい人、ボランティア活動に興味がある人は、ぜひご参加ください。



委員の活動紹介

●日吉商店街連合会 深瀬武三委員●

新川崎駅から南、鶴見川西、矢上川までに位置し、5つの商店街で構成されています。

川崎市全体の商店街の数は以前は約7,000店舗でしたが、現在は約半数近くに減少し、日吉商店街連合会の商店も20年前に比べ約1／4程度に減少しています。後継者がいない等の課題がありながらも、活性化のためにクレジットカードの導入を検討し、店主への研修などを実施しています。また、最近は、若い人たちを中心に夢見ヶ崎動物公園とコラボして活動しています。

意見交換の場では、各世代から様々な意見がありますが、商店街の更なる発展のため、今後も努力していきたいと考えています。



基本方針6 ニーズに応じた相談・支援体制の充実

区民の皆さんの取組や心がけ

- ・悩んだときは、抱え込まずに相談しよう
- ・共に地域で暮らす仲間として、支援を必要とする人への理解を深めよう

区や地域による施策・取組（★は重点取組）

18 各種相談窓口の設置

～ライフステージに応じた様々な相談・支援を行います～

（取組）【各種相談窓口の設置】（**取組紹介** ⇒①） 区民相談、子どもに関わる各種相談、保育園・幼稚園・学校に関わる相談、保育園入所に関わる各種相談・支援、高齢者・障害者に関わる各種相談、健康的な住まい方（衛生・ペット等）の相談・支援

19 多文化共生のための支援

～外国人など多文化共生のための支援を行います～

（取組）日本語学習支援（日本語学級）

20 子ども・子育てに関わる支援

～子ども・子育てに関わる必要な支援を行います～

（取組）子育てグループの育成、支援（「ツインズさいわい（双子の会）」「ひよこ、MaM（若年母の会）」）、★サポートが必要な子どもへの学習支援（外国につながる子ども、生活保護受給世帯の子ども）（**取組紹介** ⇒②）、要保護児童に関する支援（要保護児童対策地域協議会実務者会議、児童虐待防止に関する講演会）

21 高齢者・障害者に関する支援

～高齢者・障害者に関する知識の普及や情報交換の場を提供・支援します～

（取組）認知症サポーター養成講座による正しい理解と対応の普及啓発、認知症高齢者介護者教室、発達支援に関する専門職による講義等保護者向け学習会、精神保健福祉講座、精神保健家族教室（精神的な障害のある人の家族向け教室）

委員の活動紹介

●幸区社会福祉協議会 佐藤忠次委員、土谷憲司委員●

区社会福祉協議会は、区民の皆さん的生活支援や福祉ニーズに基づいた様々な活動を、地域団体、関係機関、行政と連携して行っています。（主な活動内容は、27ページ参照）



幸区社協独自の取組である住民交流活動拠点「陽だまり」は、お子さんから高齢者まで誰でも自由に入りできる憩いの場として、地域の方々によって運営されています。小倉商店街にある「小倉の駅舎陽だまり」は、駅のように様々な方々が出会う場として利用されています。

幸区塚越3丁目にある「塚越の陽だまり」は、キッズスペースや、授乳スペースがあり、公園に隣接しているので、お子さん連れの方々も多く利用しています。ぜひ、皆さんも、お茶を飲んだり、おしゃべりをしたり、遊びに来てください。



取組紹介

⇒① 各種相談窓口の設置

区役所では、様々な相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。また、高齢者（福祉・医療・介護）の相談について、詳しくは、委員の活動紹介をご覧ください。

区民相談（相談の総合案内、日常生活での困りごと、人権、住宅に関する相談、専門家（弁護士、司法書士、税理士等）による相談など）	地域振興課	【電話 556-6608】
子ども・育児に関する相談（健康、発達など）	地域支援担当	【電話 556-6648】
保育園、幼稚園に関する相談 学校に関する相談	保育所等・地域連携 学校・地域連携	【電話 556-6718】 【電話 556-6733】
保育園入所に関する各種相談・支援	児童家庭課	【電話 556-6688】
高齢者に関する各種相談 障害者に関する各種相談	高齢・障害課高齢者支援係 高齢・障害課障害者支援係	【電話 556-6619】 【電話 556-6654】
健康的な住まい方（衛生、ペット等）の相談・支援	衛生課	【電話 556-6682】

委員の活動紹介

●夢見ヶ崎地域包括支援センター 川田歩委員●

高齢者の生活上の困りごとの相談窓口として、市内 49 か所中区内に 6 か所あり、様々な側面から支援をしています。介護予防の体操教室やカフェの開催、勉強会の開催など地域の方々が交流できる場づくりも行っています。



最近では、地域包括ケアシステム構築の一翼を担うため、民生委員児童委員、介護関係事業所、ケアマネージャーとの勉強会・意見交換会など横の関係構築をはじめ、地域団体の会合に出向くなどネットワークづくりに力を入れています。

また、介護と育児の両方を抱えている人に、地域包括支援センターが介護に関する相談機関であることを周知していくことが、今後の課題となっています。これからも地域の皆様とのつながりをより一層深めながら、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し活動していきたいと考えています。

○各地域包括支援センターの問い合わせ先

幸風苑	【電話 556-4355】	しゃんぐりら	【電話 520-3863】
みんなと暮らす町	【電話 520-1905】	かしまだ	【電話 540-3222】
さいわい東	【電話 555-1411】	夢見ヶ崎	【電話 580-4765】

⇒② こども・子育てに関する支援

★サポートが必要な子どもへの学習支援

外国につながる子どもや生活保護世帯の子どもに対し、基礎的な学力の支援として学習の場を提供します。



基本方針 7 情報提供の充実

区民の皆さんの取組や心がけ

- ・地域で行われている様々なことに興味を持ち、参加してみよう

区や地域による施策・取組

22 総合的な保健福祉に関わる情報提供

～保健福祉に関わる様々な情報を提供します～

(取組) 保健福祉センターだよりの発行

23 地域包括ケアシステムに関わる情報提供

～様々な機会や媒体を活用し、地域包括ケアシステムに関わる情報を提供します～

【普及・啓発】

(取組) ご近所支え愛事業講演会、地域福祉計画講演会

【その他広報】

(取組) 地域包括ケアシステム DVD 上映、地域包括ケアシステムや地域みまもり支援センター紹介広報物の作成・配布等

24 区内の地域資源や地域課題等地域情報の提供

～区内の地域資源や地域課題等の地域情報を提供します～

(取組) 地域情報の提供、さいわいガイドマップの発行

25 こども・子育てに関わる情報提供

～様々な機会や媒体を活用し、こども・子育てに関わる情報を提供します～

【普及・啓発】

(取組) 子ども・子育て講演会、乳幼児と関わる機会が少ない世代（中高生等）に対する接し方等の知識の普及

【その他広報】

(取組) 子育て情報誌「おこさまっぷさいわい」の発行、小・中学生向け「こども情報ネットさいわい」の発行、子育て情報力レンダー「お散歩に行こうね！」の発行、父親向け子育て冊子の作成・配布、子育てアプリへの掲載、区役所内子育て情報コーナーの充実、保育所等利用に関する説明会での地域の子育て情報の提供

区で行っている情報提供

区では、あらゆる機会や媒体を活用し、地域福祉に関わる様々な情報を提供しています。

定期的に発信する広報誌

- ・市政だより（月1回）
- ・保健福祉センターだより（年3回）
- ・さいわい広報特別号（年2回）
- ・こども情報ネット（年3回）
- ・さいわいガイドマップ（年1回）



インターネット、アプリ等による発信

- ・幸区ホームページ
- ・地域包括ケアシステムDVD (YouTube)
- ・イベントアプリ、子育てアプリ



講演会、説明会等の開催

- ・ご近所支え愛事業講演会
- ・地域福祉計画講演会
- ・子ども・子育て講演会
- ・乳幼児と関わる機会が少ない世代（中高生等）に対する接し方等の知識の普及
- ・保育所等利用に関する説明会での地域の子育て情報の提供



冊子、チラシ等の発行

- ・子育て情報誌「おこさまっぷさいわい」の発行
- ・子育て情報カレンダー「お散歩に行こうね！」の発行
- ・父親向け子育て冊子の作成・配布
- ・地域包括ケアシステムや地域みまもり支援センターの紹介広報物の作成・配布等
- ・区役所内子育て情報コーナーの充実



委員の活動紹介

●川崎市育成会手をむすぶ親の会幸支部 高山君子委員●

川崎市内在住の知的障害のある人の家族の会として、“障害があっても、なくても、共に支え合い共に生きる社会”的実現を目指し活動を続けています。

研修会、海水訓練、旅行、広報紙発行など、幅広く活動していますが、幸支部としては、懇親会交流や学びの場、「幸通信」の発行など、独自の活動を展開しています。また、区役所の市民活動コーナーに登録し、市民交流イベントにも参加しています。

『この幸区で生きる。この幸区で暮らす。』ために、当事者同士のつながりだけでなく、地域に向けて発信し、地域に根をおろす活動を続けたいと思います。



基本方針8 医療と保健福祉の連携

区や地域による施策・取組（★は重点取組）

26 医療・介護連携に向けた支援

～地域における医療・介護が連携した在宅医療の取組を支援します～

（取組）★幸区在宅療養推進協議会との連携（他職種による研究会、市民公開講座への支援など）

（取組紹介 ⇒①）

27 認知症早期発見のための連携

～認知症の早期発見のため、関係機関による連携と支援体制の構築を図ります～

（取組）ご近所支え愛事業と連携した認知症の早期発見、初期支援のための医療・保健・福祉の専門チームによる連携

28 健康づくりネットワークの構築

～区の特性を活かした健康づくりのネットワークの構築を図ります～

（取組）幸区健康づくり推進連絡会議（取組紹介 ⇒②）

29 精神保健福祉の連携とネットワークの構築

～区における精神保健福祉に関わるネットワークの構築を図ります～

（取組）幸区精神保健福祉連絡会（幸区精神保健カンファレンス、精神保健福祉講座）（取組紹介 ⇒③）

委員の活動紹介

●どりーむ保育園 山本とく委員●

夢見ヶ崎動物公園の麓に福祉複合施設があり、1、2階が「どりーむ保育園」、3階が障害者サービス事業所「セルフきたかせ」となっています。

2つの施設は、お互いの特徴を活かして、事業所が作るパンを保育園給食や延長保育時に提供したり、保育園から出る洗濯、布団干し等を事業所が行っています。

また、子育て親子の交流の場の提供や相談・援助等として「地域子育て支援センターかんがるー」を運営しています。

経験豊かな保育士など専門職も揃っていますので、お気軽にご利用いただければと思っています。



取組紹介**⇒① 医療・介護連携に向けた支援****★幸区在宅療養推進協議会との連携**

区では、地域における医療・介護が連携した在宅医療の取組を支援しています。

具体的な内容については、委員の活動紹介をご覧ください。

委員の活動紹介**●幸区医師会 中岡康委員●**

川崎市医師会では、在宅療養に尽力していて、各区に在宅医療調整医を配置しています。在宅医療を希望する人が、依頼先が分からぬ時に、近くの医者を手配することが、私の役目となっています。

各区には、在宅療養推進協議会があり、幸区は2つの会を位置付けています。1つめは「川崎南部摂食嚥下栄養研究会」で、川崎幸病院に事務局を置き、年1回の市民公開講座を行っています。歯科医師、患者の家族など患者の面倒を見る人なら誰でも参加できる勉強会を開いています。2つめはケアマネージャーからの申し出により作られた「ネットワーク・これ幸」で、勉強会や年1回の市民公開講座を行っています。

今後、増えていく介護の必要な高齢者の方たちが、なるべく自宅で元気に過ごしてもらいたいという願いを持っています。

**⇒② 健康づくりネットワークの構築****幸区健康づくり推進連絡会議**

幸区健康づくり推進連絡会議は、健康づくり運動の推進や地域の健康課題を協議する会議です。会議では、「働き盛り世代の健康づくり」として、「各種健康診断（検診）の受診率の向上とたばこの害を減らす」をテーマとすることとしました。地域でどんなことが出来るか話し合った結果、普及啓発のリーフレットを作成し、保健福祉センターだよりなどでPRをしています。

**⇒③ 精神保健福祉の連携とネットワークの構築****幸区精神保健福祉連絡会**

幸区精神保健福祉連絡会は、精神保健カンファレンスや精神保健福祉講座を開催しています。精神保健福祉講座では、精神障害を抱えながら生活している当事者の方々と話しながら、地域で共に生きるということについて一緒に考えています。

基本方針9 区民、関係機関・団体等と行政の連携・協働

区や地域による施策・取組（★は重点取組）

30 企業、関係団体等との連携による災害対策の推進

～区民、企業、関係団体等と行政の連携により、災害対策を推進します～

（取組）★幸区災害対策協議会【医療救護部会、要援護者支援部会、帰宅困難者対策部会、地域防災連携部会】

（取組紹介 ⇒①）

31 地域包括支援センター、介護支援専門員、区社会福祉協議会と行政の連携

～3つの機関と行政との連携により、地域課題への対応を図ります～

（取組）★地域包括支援センター連絡会議、介護支援専門員連絡会議、区社会福祉協議会連絡会、地区社会福祉協議会への活動支援等（取組紹介 ⇒②）

32 子育て支援機関・団体等との連携とネットワークの構築

～子育て支援機関や団体等による相互の連携により、子育て支援を推進します～

（取組）幸区こども総合支援ネットワーク会議【部会1（子どもの地域包括ケアシステム）、部会2（みんなで子育てフェアさいわい）、部会3（子ども情報ネットさいわい）】

33 幼稚園・保育園・小学校等との連携

～幼稚園・保育園・小学校等が連携し、相互の理解を深めます～

（取組）代表者連絡会、区校長・園長連絡会、実務担当者会議、小学校教諭の保育園実習研修・幼稚園保育参観、幼稚園教諭の小学校授業参観・懇談

34 障害者相談支援機関等との連携とネットワークの構築

～地域の障害者支援機関等と連携を深め、ネットワークを強化します～

（取組）★幸区地域自立支援協議会【企画運営会議、定例会、相談支援調整会議、4つの委員会（地域で支える委員会、つながる委員会、相談支援委員会、児童委員会）の開催、区内事業所との勉強会等】

（取組紹介 ⇒③）、相談支援センターと区の合同連絡会への参加

委員の活動紹介

●幸区身体障害者協会 和田かよ子委員●

「幸区身体障害者協会」は4団体あり、障害別に視力、聴覚、脳性、肢体障害者で構成されています。障害者と健常者は、互いの理解が不十分なので、障害を皆さんに理解していただくことが課題となります。身体障害者は普通に地域で生活をしていますので、災害時に避難所を設置する際、バリアフリーなのか、手話通訳者はいるかということが心配になりますので、大丈夫であれば知らせてほしいと思っています。

地域交流として区民祭への参加や、目の見えない方、耳の聴こえない方が、お互いを知る親睦で年1回バス旅行をしています。また、レクレーション教室、ボーリング教室、グランドゴルフ大会、などを開催し、日頃から練習し頑張っています。健常者、障害者の区別なく障害に御理解いただきながら、普通にお付き合いをお願いしたいと思っています。

取組紹介

⇒① 企業、関係団体等との連携による災害対策の推進

★幸区災害対策協議会

災害対策について様々な団体と協議し、連携した取組を行う場として「幸区災害対策協議会」を設置しています。協議会は、地域団体をはじめ、学校、医療・福祉、交通事業、ライフラインなど幅広い分野の関係団体と行政機関で構成されています。対策の実効性を高めるため、分野別に4つの部会を運営し、それぞれの専門性を生かした具体的な活動を進めています。

医療救護部会 全市的な災害時医療体制の見直しを踏まえ、幸区の地域特性を活かした医療救護体制の検討を進めています。 	要援護者支援部会 二次避難所（福祉避難所）の開設・運営、要援護者支援の検討を進めています。 
地域防災連携部会 訓練等を通じて、自主防災組織、避難所運営会議、防災関係団体との連携強化を図っています。	帰宅困難者対策部会 川崎駅西口、新川崎駅・鹿島田駅周辺、国道1号沿線における帰宅困難者対策訓練を実施し、行動ルールの検証を行っています。

⇒② 地域包括支援センター、介護支援専門員、区社会福祉協議会と行政の連携

★地域包括支援センター連絡会議、介護支援専門員連絡会議、区社会福祉協議会連絡会、地区社会福祉協議会への活動支援等

地域包括支援センター連絡会議、介護支援専門員連絡会議、区社会福祉協議会定例会の開催と、地区社会福祉協議会への活動支援などにより、ネットワークの構築と連携強化を図ります。

⇒③ 障害者相談支援機関等との連携とネットワークの構築

★幸区自立支援協議会

幸区地域自立支援協議会を通じ障害のある方が地域や人とつながりを持つことで、地域の中でいきいきと暮らしていくような体制作りを目指しています。企画運営会議、定例会、4つの専門委員会等により連携を強化します。

地域で支える委員会 多くの問題を抱えているご家庭について、支援者が個々で抱え込まずに必要な関係機関とつながって、対象者と共に問題を解決していくためのツールや仕組みを考えていきます。	つながる委員会 困りごとを抱えた方々への支援を行う時、支援者たちの顔が見えるネットワークがあると、支援がスムーズに進み暮らしやすさにつながります。そのネットワーク(つながり)を地域に作るための活動を考えていきます。
相談支援委員会 地域の相談支援の実状を確認しながら、計画案を作成する事業者のネットワークを構築するための活動をしています。	児童委員会 父親の社会経験や知恵を父親同士のつながりによって子育て等に発揮できるような働きかけを行います。また、福祉的な関わりが必要な子ども達が適切な支援が受けられるよう、学齢期における教育と福祉の連携を深めます。

基本方針 10 地域包括ケアシステム構築に向けた地域マネジメントの実現

区や地域による施策・取組 (★は重点取組)

35 地域マネジメントの実現に向けた推進体制と基盤となる取組

～地域マネジメント実現に向け、推進体制の構築と基盤となる取組を推進します～

★ 【行政内部会議】

- (取組) 地域包括ケアシステム推進本部会議
- 地域包括ケアシステムプロジェクト会議



★ 【関係機関・団体等と行政の連携会議】

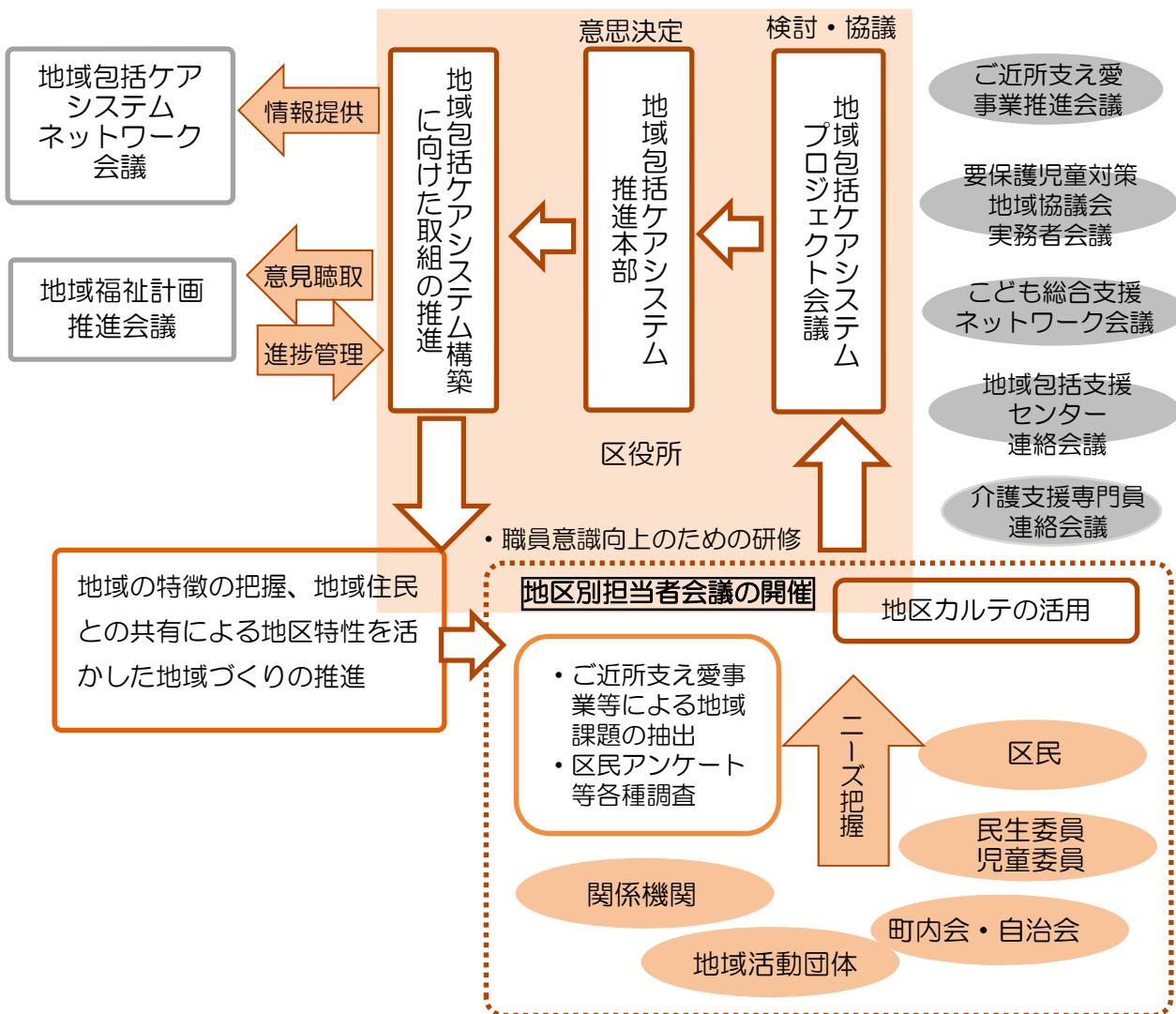
- (取組) 地域包括ケアシステムネットワーク会議
- 地域福祉計画推進会議
- ご近所支え愛事業推進会議
- 地域包括支援センター連絡会議
- 介護支援専門員連絡会議
- こども総合支援ネットワーク会議
- 要保護児童対策地域協議会実務者会議

★ 【基盤となる取組等】

- (取組) 地域包括ケアシステムに関わる職員意識向上のための研修
- 地区別担当者会議の開催等
- 区民アンケート調査
- 講演会等のアンケートによる意識調査等区民ニーズの把握
- 地域課題及び地域資源を掲載した地区カルテの活用

地域マネジメントの実現に向けた推進体制と基盤となる取組

地域の課題や資源をまとめた地区カルテの作成により、地域の特徴を把握し、地域住民と共有することで、地区特性を活かした地域づくりを進めます。



(4) 計画の進行管理

計画推進にあたっては、「幸区地域包括ケアシステム推進本部会議」「幸区地域包括ケアシステムプロジェクト会議」にて年度ごとに各事業・取組の点検・見直しを行い、「幸区地域福祉計画推進会議」に報告します。

また、計画最終年度には、計画期間の総括として委員の視点による振り返りを行い、次期の計画へつなげていきます。

2 第4期地域福祉活動計画(幸区社会福祉協議会)との連携

幸区社会福祉協議会が策定する「第4期地域福祉活動計画」については、幸区地域福祉計画と「基本理念」及び「基本目標」を共有化し、それぞれの役割に応じて総合的に幸区の地域福祉を推進していきます。

幸区社会福祉協議会の「第4期地域福祉活動計画」の体系は次のとおりとなっています。

幸区社会福祉協議会の定める計画の体系

基本理念 「地域でつながり、支え合う、

誰もが安心していきいきと暮らせる幸区」

～幸区地域包括ケアシステムの構築を目指して～

基本目標1	地域でつながり、支え合うまちづくり	区社会福祉協議会が目指す姿 区社会福祉協議会が取り組む事業
-------	-------------------	----------------------------------

基本方針1 小地域福祉活動の推進

住民が主体的に関わりの持てる場づくりを進めます。

- 地区社協の育成支援
(各種助成 ※共募、賛助会費、子育て支援、ミニディ、高齢者ふれあい活動支援)
- 住民交流活動拠点事業 (小倉の駅舎陽だまりの運営、塚越の陽だまりの運営)
- 老人福祉センターの運営
 - ・市内在住の60歳以上の方のために、日常生活や健康に関する相談を受けたり、健康増進や教養の向上を図る
- いこいの家の運営管理 (市内在住の高齢者に、健全な憩いの場の提供と、心身の健康増進を図る)

基本方針2 住民の福祉意識の高揚とボランティア活動の推進

ボランティア活動を希望する方の相談、ボランティアグループの育成支援をします。また、若い世代の福祉活動への参加を促します。

- ボランティアセンターの運営
 - ・ボランティアのコーディネート、活動支援
 - ・ボランティア交流会、講座等の開催
- ・災害時ボランティアセンターの役割検討
- ・体験機材の貸し出し、講師派遣、職場体験・実習生の受入
- ・福祉教育の推進 (教育機関での福祉教育プログラムへの協力)

基本目標2

総合的な相談・支援体制づくり

区社会福祉協議会が目指す姿

区社会福祉協議会が取り組む事業

基本方針3 総合的相談対応・体制の推進

福祉ニーズのある住民に対し、問題解決に向けた相談支援を行うと共に、住民を地域で支える仕組み作りを検討します。

- 総合相談事業（いこいの家、老人福祉センターも含めた、相談窓口の強化、連携）
- 生活福祉資金貸付事業（低所得者、高齢者、障害者向けに資金の貸付と必要な相談支援の実施）

基本方針4 当事者の自立生活支援

個別援助の相談、当事者グループの組織化を支援します。

- 移送サービス事業（区内の移送困難者への外出支援）
- 年末慰問金品配分事業（福祉ニーズのある世帯への慰問金品の配分）
- 通所介護事業所の円滑な運営
- あんしんセンター（日常生活自立支援事業）
 - ・福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス
 - ・書類等預かりサービス
 - ・権利擁護（成年後見制度）に関わる相談事業

基本方針5 在宅福祉サービスの推進

福祉制度や地域の支え合いサービスと連携し在宅生活を支援します。

- 福祉パルさいわいの運営
 - ・地域福祉活動のための場所提供的（研修室・ボランティアコーナーの貸し出し）
 - ・福祉用具リサイクル事業

基本目標3

多様な主体によるネットワークづくり

基本方針6 安定的な財源確保と組織運営体制の整備

○行政と共に理念、目標を掲げ、地域福祉の推進と地域課題の解決に取り組みます。
 ○地域の目指す姿の実現に向けた取り組みを推進するため、地域の関係機関と協働します。

- 幸区ご近所支え愛事業、幸区子ども総合支援ネットワーク会議、幸区地域包括ケアシステムネットワーク会議への参画と地域福祉活動計画の策定・実施に向けた連携
- 法人運営（会員（種別会員、賛助会員）共同募金、寄付金の増強
 - ・地域課題を解決するための地区社協支援
 - ・種別会議の開催、社協会員団体との協働
- 広報啓発活動の強化と、住民相互の支え合いの支援
 - ・幸区社会福祉大会の開催（地域福祉向上に貢献された方の表彰と啓発）
 - ・幸区の社会福祉、区社協通信の発行
 - ・ホームページの管理運営

基本方針7 区社協が行う各種団体の円滑な運営

- 共同募金（神奈川県共同募金会川崎市幸区支会事務局）
 - 永年にわたり地域福祉を支える財源である共同募金の啓発や募集事務の実施をします。
- 幸区民生委員児童委員協議会事務局
 - 地域の相談役である民生委員児童委員の活動を啓発すると共に、社協活動との連携強化を図ります。
- 赤い羽根共同募金、年末たすけあい募金の実施
 - ・共同募金の配分を受け、地区社協事業、各種助成、年末たすけあい配分事業等を実施
- 各種会議、研修等の開催

第5期川崎市地域福祉計画の施策体系図

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる　ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

施策の展開に向けた4つの基本目標

1 住民が主役の地域づくり

(1) 誰もが参加できる健康・いきがいづくり

- ①健康づくり事業
- ②介護予防事業
- ③生涯現役対策事業
- ④生活習慣病対策事業
- ⑤食育推進事業

(2) 地域福祉活動への参加の促進

- ①民生委員児童委員活動育成等事業
- ②老人クラブ育成事業
- ③高齢者就労支援事業
- ④青少年活動推進事業
- ⑤地域における教育活動の推進事業

(3) ボランティア・NPO活動等の支援

- ①市民活動支援事業
- ②ボランティア活動振興センターの運営支援
- ③NPO法人活動促進事業
- ④地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
- ⑤地域振興事業
- ⑥地域福祉コーディネート技術研修

(4) 活動・交流の場づくり

- ①地域福祉施設の運営（総合福祉センター、福祉パル）
- ②いこいの家・いきいきセンターの運営
- ③こども文化センター運営事業
- ④地域の寺子屋事業

2 住民本位の福祉サービスの提供

(1) 福祉に関する情報提供の充実

- ①地域子育て支援事業
- ②老人福祉普及事業
- ③福祉サービス第三者評価事業
- ④地域福祉情報バンク事業

(2) 包括的な相談支援ネットワークの充実

- ①地域包括支援センターの運営
- ②障害者相談支援事業
- ③児童生徒支援・相談事業
- ④母子保健指導・相談事業

(3) 保健・福祉人材の育成

- ①福祉人材確保対策事業
 - ・福祉人材バンク事業
 - ・福祉人材確保支援事業
 - ・福祉人材就労支援事業
 - ・人材開発研修センターの運営 他

(4) 権利擁護の取組

- ①権利擁護事業
 - ・あんしんセンター運営の運営支援
 - ・成年後見制度推進事業
- ②人権オンブズパーソン運営事業
- ③女性保護事業
- ④子どもの権利施策推進事業

3 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

(1) 災害時の避難支援体制づくりの推進

- ①災害救助その他援護事業
 - ・災害時要援護者対策事業
 - ・大規模災害被災者等支援事業
 - ・被災者等支援事業

(2) 一人暮らし高齢者等の見守りネットワークの推進

- ①地域見守りネットワーク事業
- ②ひとり暮らし支援サービス事業
- ③高齢者生活支援サービス事業

(3) 虐待への適切な対応の推進

- ①高齢者虐待防止対策事業
- ②障害者虐待防止対策事業
- ③児童虐待防止対策事業

(4) 生活に困難をかかえる人の自立支援

- ①生活保護家庭学習支援事業
- ②生活困窮者自立支援事業
- ③ひとり親家庭の生活支援事業
- ④子ども・若者支援推進事業

(5) ひきこもり対策等の推進

- ①社会的ひきこもり対策事業
- ②自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

4 連携のとれた施策・活動の推進

(1) 保健・医療・福祉の連携

- ①がん検診等事業
- ②妊婦・乳幼児健康診査事業
- ③在宅医療連携推進事業

(2) 市民・事業者・行政の協働・連携

- ①地域包括ケアシステム推進事業
- ②認知症高齢者対策事業
- ③社会福祉審議会の運営
- ④地域福祉計画推進事業
- ⑤多様な主体による協働・連携推進事業
- ⑥居住支援協議会の運営

(3) 社会福祉協議会との協働・連携

- ①社会福祉協議会との協働・連携

